

ビジネスホンサポート利用規約

実施：平成 22 年 6 月 30 日(最終改定 令和 8 年 9 月 1 日)

目次

第 1 章 総則	2
第 1 条（本規約の目的）	2
第 2 条（本規約の変更）	2
第 3 条（用語の定義）	2
第 2 章 本サービスの提供	5
第 4 条（本サービスの提供範囲）	5
第 5 条（提供区域）	5
第 3 章 契約	5
第 6 条（契約の単位）	5
第 7 条（契約申込の方法）	5
第 8 条（契約申込の承諾）	5
第 9 条（契約期間）	5
第 10 条（申込内容の変更）	5
第 11 条（契約内容の変更）	6
第 12 条（権利の譲渡）	6
第 13 条（契約者の地位の承継）	6
第 14 条（契約者の氏名等の変更の届出）	6
第 4 章 禁止行為	6
第 15 条（営業活動の禁止）	6
第 5 章 契約の解除等	6
第 16 条（本サービス提供の終了）	6
第 17 条（契約者による契約解約）	6
第 18 条（当社による契約解約）	7
第 6 章 料金	7
第 19 条（料金）	7
第 20 条（利用料金の支払義務）	7
第 21 条（延滞利息）	7
第 22 条（料金計算方法等）	7
第 23 条（端数処理）	7
第 24 条（料金等の支払）	8
第 25 条（料金等の一括請求）	8
第 26 条（消費税相当額の加算）	8
第 27 条（料金等の臨時減免）	8
第 7 章 損害賠償	8
第 28 条（責任の制限）	8
第 29 条（免責事項）	9
第 30 条（サービスの中断）	9
第 8 章 個人情報の取扱	9
第 31 条（個人情報の取扱）	9
第 9 章 雑則	10
第 32 条（契約者の当社に対する協力事項）	10
第 33 条（除外事項）	10
第 34 条（法令に規定する事項）	10
第 35 条（準拠法）	10
第 36 条（紛争の解決）	10
第 37 条（電子媒体による請求額情報の通知）	10
第 38 条（支払い証明書の発行）	10
【別紙 1（ビジネスホンサポートのサポート対象機器及びサービスとサポート範囲）】	11
【別紙 2（料金表）】	17

第 1 章 総則

第 1 条（本規約の目的）

N T T 東日本株式会社（以下「当社」といいます。）は、このビジネスホンサポート利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これによりビジネスホンサポート（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第 2 条（本規約の変更）

1 当社は、法令の規定に従い、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

3 契約者は、以下のいずれかの方法によって前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

- ①当社ホームページにおける掲載
- ②電子メールの送信
- ③C D－R O M等の記録媒体の交付
- ④ダイレクトメール等の広告への表示

第 3 条（用語の定義）

本規約（別紙を含みます。）において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と本契約を締結している者
対象機器	当社又は当社特約店が販売した端末設備のうち、別紙 1（ビジネスホンサポートのサポート対象機器及びサービスとサポート範囲）に定めるもの
主装置	別表 1（対象物品詳細）に記載される、本サービスの契約単位となる主装置物品（増設主装置含む。）
本サービス	別紙 1（ビジネスホンサポートのサポート対象機器及びサービスとサポート範囲）に記載される対象機器に、不時の故障が発生した旨の通知及びサポートサービスの要請を契約者から受けたときに、当該故障の修理等を行うサービス。
提供プラン	本サービスの提供を受けるための、対象機器の構成に応じた料金が設定された提供プラン。 各プランの料金は別紙 2（料金表）に定めるところによります。
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所。
料金月	1 の暦月の初日から末日までの間
フレッツ光	当社が別に定める IP 通信網サービス契約約款（平成 12 年東企管第 00-51 号。以下「IP 通信網サービス契約約款」といいます。）に定めるメニュー 5（「光コラボレーションモデルに関する契約」に基づき提供されるものを含みます）に係る I P 通信網サービス
フレッツ光回線	フレッツ光に係る契約者回線

遠隔接続機能	主装置の有する機能で、契約者の承諾に基づき当社オペレータがその主装置の設定を遠隔で操作することを可能とする機能。本機能の動作環境は、別紙1 4. 提供条件 (4.3 オプションメニュー(内線設定サポート)) に定めるところによります。
故障情報等受信機能	主装置の有する機能で、故障情報等を主装置が感知した場合、当社の設置する装置に情報を通知する機能。
同時通信可能着信先数追加サービス(フレッツ・セッションプラス)	フレッツ光回線について、同時に通信が可能な着信先(当社が別に定めるものを除きます。)の数を当社が別に定める数まで追加することを可能とするサービス。 なお、「光コラボレーションモデルに関する契約」に基づき提供されるフレッツ光を利用する契約者が、同時通信可能着信先数追加サービス(フレッツ・セッションプラス)の利用を希望する場合、別に当社と契約を要するものとします。

第2章 本サービスの提供

第4条（本サービスの提供範囲）

当社は、契約者から要請があったときは、別紙1（ビジネスホンサポートのサポート対象機器及びサービスとサポート範囲）に定めるところにより、本サービスを提供します。

第5条（提供区域）

本サービスは、NTT東日本株式会社の提供区域（新潟県、長野県、山梨県、神奈川県以东の17都道県）において提供します。

第3章 契約

第6条（契約の単位）

当社は、1の主装置につき、1の本契約を締結します。

第7条（契約申込の方法）

本サービスを申込むときは、本規約の内容を承諾し、本サービス申込書を記入した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続に従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出て頂きます。

- (1) 本サービスに係る主装置
- (2) その他申込みの内容を特定するための事項

第8条（契約申込の承諾）

- 1 当社は、本サービスの申込みがあった場合には、当社所定の審査を行い、承諾する場合には、書面をもって通知します。当該書面の発行をもって本契約が成立するものとし、当該書面に記載される日付から本契約が効力を発し、契約者は本サービスの提供を受けることができるものとします。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 本契約の申込みをした者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 申込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
 - (4) その他当社の業務遂行上著しく支障があるとき。
- 3 当社が、前2項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

第9条（契約期間）

- 1 本サービスの有効期間は利用開始日から起算して1年間とします。
- 2 契約完了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも契約終了の申し出がない場合かつ補修用性能部品（商品の性能を維持するために必要な部品）の在庫が担保できる場合、本契約は期間満了の日の翌日から更に1年間これを延長するものとし、その後もまた同様とします。
- 3 延長契約可能期間は設置日から最長でも10年までとします。

第10条（申込内容の変更）

- 1 契約者は、第7条（契約申込の方法）第1項第2号に定める事項に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出てください。
- 2 前項に定める変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 3 当社は、第1項の届出があったときは、第8条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。その際、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第 11 条 (契約内容の変更)

- 1 契約者は、本契約の契約内容を変更しようとするときは、そのことを本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 当社は、前項の届出があったときは、第 8 条 (契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

第 12 条 (権利の譲渡)

- 1 本契約に基づき本サービスの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は、本契約で別に定める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等をしてはならないものとします。
- 2 本サービスに係わる対象機器に関する権利の譲渡があった場合でも、契約者からの申し出がない限り、本契約は継続します。

第 13 条 (契約者の地位の承継)

- 1 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出て頂きます。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出て頂きます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。
- 4 本条第 1 項の手続きがなされない期間においては、本サービスの提供を行わないことがあります。

第 14 条 (契約者の氏名等の変更の届出)

- 1 契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項の届出があったときは、第 8 条 (契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

第 4 章 禁止行為

第 15 条 (営業活動の禁止)

契約者は、本サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供又はその準備を目的とした利用をすることができません。

第 5 章 契約の解除等

第 16 条 (本サービス提供の終了)

- 1 当社は、本サービスの対象機器の製造から一定期間を経過し、補修用性能物品 (商品の性能を維持するために必要な部品) の在庫切れ等が発生した場合に、当該対象機器に対する本サービスの提供を終了することがあります。この場合、当社は 1 ヶ月前までにその旨を契約者に通知することとします。
- 2 当社は、本サービスの有効期間であっても本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 3 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了する場合は、当社のホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 17 条 (契約者による解約)

- 1 契約者は、本契約を解約しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により申し出て頂きます。
- 2 当社は、前項の規定により申し出て頂いた解約希望日をもって本サービスの解約日とします。ただし、契約者が申し出る解約希望日が、当社に当該申出が到達する日の前日までの日付である場合には、当該到達日を解約日とします。

第 18 条（当社による解約）

- 1 当社は、契約者に次に定める事由のいずれかが発生したときには、事前の契約者への通知をすることなく本契約を解約できるものとします。
 - (1) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
 - (4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

第 6 章 料金

第 19 条（料金）

当社が提供する本サービスの料金は、別紙 2（料金表）に定めるところによります。

第 20 条（利用料金の支払義務）

契約者は、本契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本契約の解約があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解約日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、別紙 2（料金表）及び第 22 条に基づき月額料金の支払いを要します。なお、利用料金は、利用日数に応じて日割して適用します。

第 21 条（延滞利息）

- 1 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について法定利率の割合（契約者が法人の場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって当社が別に定める場合は年最大 14.5%の割合）で計算して得た額を延滞利息として支払って頂きます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
（注）当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

第 22 条（料金計算方法等）

- 1 当社は、契約者が本契約に基づき支払う別紙 2（料金表）に定める料金は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日の本サービスの提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日に契約の内容変更、解約等があったとき。
 - (3) 料金月の初日に本サービスの提供を開始し、当該日に本契約の解約等があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日に別紙 2（料金表）に規定する月額料金の割引の適用に変更があったとき。
- 3 前項の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、第 1 項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
- 5 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。
- 6 契約者は、当社が請求した料金等の額が本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、支払いを要する料金（当社が請求した料金と本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

第 23 条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 24 条（料金等の支払）

- 1 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所又は金融機関等において支払って頂きます。
- 2 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払って頂きます。

第 25 条（料金等の一括請求）

- 1 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合に限り、本サービスに係る料金等について、契約者が指定する他のサービス等の契約に係る料金等と一括して請求する取扱い（以下「料金等の一括請求」といいます。）を行います。
 - (1) 当該請求を行った本サービスの契約者が、料金等の一括請求を受ける複数のサービスを構成する、他のサービスの契約者と同一の者（相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者を含みます。）であるとき。
 - (2) 当該請求を行った本サービスの契約者が、本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないとき。
 - (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 当社は、契約者から本サービスについて料金等の一括請求を廃止する申出があったとき又は前項の各号のいずれかに該当しなくなったときは、本サービスに係る料金等の一括請求の取扱いを廃止します。ただし、料金等の一括請求を受ける複数のサービスを構成する、他のサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っている場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、当社に特別の事情がある場合は、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第 26 条（消費税相当額の加算）

- 1 第 20 条（利用料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により別紙 2（料金表）に定める料金の支払いを要するものとされている額は、当該料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。
- 2 本条において、別紙 2（料金表）に定める額とされているものは、税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）によるものとします。
- 3 別紙 2（料金表）において税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）と表示されていない額は、税抜価格とします。
- 4 本規約の規定により支払いを要することとなった料金については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

第 27 条（料金等の臨時減免）

- 1 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。
- 2 当社は、料金の減免を行ったときは、当社ホームページ等により、その旨周知を行います。

第 7 章 損害賠償

第 28 条（責任の制限）

- 1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（別紙 1 に記載される受付電話番号に本サービスの要請が全く利用できない状態をいいます。（以下、本条において同じとします。））にあることを当社が知った時（別紙 1 保守作業時間に記載される 9：00 から 17：00 の場合はその時刻から起算、17：00 から翌日 9：00 の場合は、翌日 9：00 から起算）から 24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を次項に定める範囲内で賠償します。また、当社は、本サービスの提供により契約者に損害が生じた場合、当該損害発生の直接の原因である本サービスに係る料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。また、以下の各号に該当する損害については、当社は一切責任を負いません。
 - (1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害。

- (2) 当社の責に帰することのできない事由から生じた損害。
 - (3) 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害。
 - (4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害。
 - (5) サービス提供の遅延を契約者から了承を得られた場合。
- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時（別紙1 保守作業時間に記載される9：00から17：00の場合はその時刻から起算、17：00から翌日9：00の場合は、翌日9：00から起算）以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスの利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
 - 3 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときには、前2項の規定は適用しません。

第29条（免責事項）

- 1 当社は、契約者からの問合せ（故障申告含む）受け付け及び、故障修理を遅滞無く行うことを保証するものではありません。
- 2 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
- 3 当社は、第15条（本サービス提供の終了）の規定により本サービス提供の終了に伴い生じる契約者の損害について、一切の責任は負いません。
- 4 自然災害、停電、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。
- 5 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは受付専用番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

第30条（サービスの中断）

- 1 当社は、以下の事項に該当する場合、本サービスの運営を中止または中断できるものとします。
 - (1) 本サービスのシステムの保守または工事を定期的もしくは緊急に行う場合、または当社のシステムの障害等やむを得ないとき。
 - (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合。
 - (3) 政府機関の規制、命令によるとき、または他の電気通信事業者等がサービスの提供を中止または中断した場合。
 - (4) その他、当社が、本サービスの運営上、一時的な中断が必要と判断した場合。当社は、前項の規定により、本サービスの運営を中止または中断するときは、あらかじめその旨を事前に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 2 当社は、本条に基づく本サービスの中止または中断により、契約者または第三者が被ったいかなる損害についても責任を負わないものとします。

第8章 個人情報の取扱

第31条（個人情報の取扱）

- 1 契約者は、当社が、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の氏名、会社名、部署、担当者名、電話番号、メールアドレス（以下「個人情報」といいます。）を知り得てしまう場合があることについて、同意して頂きます。
- 2 当社は、前項の規定により契約者から知り得た個人情報に規定する個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。なお、本規約と当該プライバシーポリシーに齟齬がある場合、本規約の定めが優先して適用されるものとします。
- 3 当社は、次の目的の達成に必要な範囲内で個人情報を利用します。なお、契約者が本サービスを解約した後も、問合せ対応等において必要な範囲で個人情報を利用する場合があります。
 - (1) 本サービスの提供
 - (2) 当社が提供する役務または販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティング

- (3)当社が販売受託ないし取次ぎ等を行う役務または商品等の紹介、提案及びコンサルティング
 - (4)アンケート調査その他の調査に必要な物または謝礼の送付
 - (5)役務・商品等にかかる品質等の改善、新たな役務・商品等の開発
 - (6)各種キャンペーン、各種サービスのモニタ等の案内
 - (7)インターネットの利用等に関する各種役務・商品情報等の案内
- 4 契約者が法人等の団体である場合における当該契約者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。
- 5 当社は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき、個人情報を当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。また、個人情報保護法、電気通信事業法その他の法令に従い、第三者に提供することがあります。
- 6 当社は、本サービスを提供するにあたり、契約者からのサポート要請に対応するために当社が別に定める提携企業による故障切り分け、修理等の対応が有効であると判断し、契約者の了承を得た場合には、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき、サポート対象、契約者等に関する情報を当社が別に定める提携企業に対して提供することがあります。

第9章 雑則

第32条（契約者の当社に対する協力事項）

契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行って頂きます。

- (1) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（対象機器のご利用環境等を含みます。）の提供。
- (2) サービス対象機器等に機密情報がある場合について、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施。
- (3) その他、本サービスの提供又は設定作業等に際し当社が必要と認める事項の実施。

第33条（除外事項）

当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。

- (1) 契約者が、前条（契約者の当社に対する協力事項）のいずれかの項目の協力を行わず、本サービスの提供の実施が困難となる場合。
- (2) その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合。

第34条（法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第35条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第36条（紛争の解決）

- 1 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
本規約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第37条（電子媒体による請求額情報の通知）

- 1 当社は、本サービスの料金等の請求額情報（契約者に係る料金等の請求額及びその内訳並びに支払証明をいいます。以下同じとします。）について、請求額情報蓄積装置（請求額情報を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより請求額情報等の通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）を行います。
- 2 当社は、請求額情報蓄積装置に、その契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。

- 3 契約者は、当社が契約者に付与した請求額情報蓄積装置にログインするための ID 及び契約者が設定したパスワードについて、善良な管理者の注意をもって保管していただきます。
- 4 請求額情報蓄積装置に登録された請求額情報を確認するために必要なインターネット接続環境は契約者が自ら用意し、その接続に必要な費用は契約者に負担していただきます。

第 38 条（支払証明書の発行）

- 1 当社は、契約者もしくは過去契約者だった者、又はこれらの者から委任を受けた者から請求があったときは、当社が本サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、本サービスの料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の紙媒体による証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- 2 前項の請求者は、支払証明書の発行を受けたときは、支払証明書 1 枚ごとに 400 円（税込価格 440 円）の手数料及び郵送料等の支払いを要します。
（注）支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。
- 3 契約者は、当社が前 2 項の取り扱いを行うことについて、同意していただきます。
- 4 当社は、前 3 項の規定によるほか、本サービスに係る支払証明書を、請求額情報蓄積装置に登録した電子データにより通知する取扱いを行います。この場合の利用条件については、第 37 条（電子媒体による請求額情報の通知）の規定により電子媒体 による請求額情報の通知の取扱いに準じます。

【別紙 1（ビジネスホンサポートのサポート対象機器及びサービスとサポート範囲）】

ビジネスホンサポートの主なサポート対象及びサポート範囲は以下のとおりです。なお、本別紙により規定するサポート対象機器以外のサポート内容及び詳細については、当社が別に定める規定によります。

1. メニューの構成

- (1) 本サービスの提供メニューは、下表のとおり基本メニュー（NX）、基本メニュー（NXⅡ/N1）、基本メニュー（A1）、基本メニュー（B1/ZX HOME/ZXⅡ HOME）、基本メニュー（ZX）、基本メニュー（ZXⅡ）、オプションメニュー（電話機（A）、電話機（B）、定期点検、その他機器、内線設定サポート）とします。

メニュー構成	提供プラン
基本メニュー（NX）	NX 主装置：S タイプ NX 主装置：M タイプ NX 主装置：L タイプ
基本メニュー（NXⅡ/N1）	NXⅡ主装置：S タイプ NXⅡ主装置：M タイプ NXⅡ主装置：L タイプ N1 主装置：S タイプ N1 主装置：M タイプ N1 主装置：L タイプ
基本メニュー（A1）	A1 主装置：Standard タイプ A1 主装置：Professional タイプ
基本メニュー（B1/ZX HOME/ZXⅡ HOME）	B1 主装置：主装置タイプ B1 主装置：主装置内蔵タイプ ZX 主装置：HOME ZXⅡ主装置：HOME
基本メニュー（ZX）	ZX 主装置：S タイプ ZX 主装置：M タイプ ZX 主装置：L タイプ ZX ライト主装置：S タイプ

基本メニュー（ZXⅡ）	ZX ライト主装置：Mタイプ ZXⅡ主装置：Sタイプ ZXⅡ主装置：Mタイプ ZXⅡ主装置：Lタイプ
基本メニュー（おまかせオフィステレフォン）	おまかせオフィステレフォン主装置 電話機（A） 電話機（B）
オプションメニュー	定期点検 その他機器 内線設定サポート

2. 対象機器

2.1 基本メニュー（NX）

(1) Net community SYSTEM αNXシリーズ

(2) Net community SYSTEM αNX Plusシリーズ

※主装置タイプは問わない。なお、対象機器の詳細については【別表1（対象物品詳細）】記載のとおりとする。

2.2 基本メニュー（NXⅡ/N1）

(1) Net community SYSTEM αNXⅡ Plusシリーズ

(2) SmartNet community αN1 Plusシリーズ

※主装置タイプは問わない。なお、対象機器の詳細については【別表1（対象物品詳細）】記載のとおりとする。

2.3 基本メニュー（A1）

(1) SmartNet community αA1シリーズ

※主装置タイプは問わない。なお、対象機器の詳細については【別表1（対象物品詳細）】記載のとおりとする。

2.4 基本メニュー（B1/ZX HOME/ZXⅡ HOME）

(1) SmartNet community αB1シリーズ

(2) SmartNet community αZX HOME

(3) SmartNet community αZXⅡ HOME

※主装置タイプは問わない。なお、対象機器の詳細については【別表1（対象物品詳細）】記載のとおりとする。

2.5 基本メニュー（ZX）

(1) SmartNet community αZX type S

(2) SmartNet community αZX type M

(3) SmartNet community αZX type L

(4) SmartNet community αZXライト type S

(5) SmartNet community αZXライト type M

※対象機器の詳細については【別表1（対象物品詳細）】記載のとおりとする。

2.6 基本メニュー（ZXⅡ）

(1) SmartNet community αZXⅡ type S

(2) SmartNet community αZXⅡ type M

(3) SmartNet community αZXⅡ type L

※対象機器の詳細については【別表1（対象物品詳細）】記載のとおりとする。

2.7 基本メニュー（おまかせオフィステレフォン）

(1) おまかせオフィステレフォン

※対象機器の詳細については【別表1（対象物品詳細）】記載のとおりとする。

2.8 オプションメニュー（電話機（A）、電話機（B））

(1) Net community SYSTEM αNXシリーズ

- (2) Net community SYSTEM αNX Plusシリーズ
- (3) Net community SYSTEM αNXII Plusシリーズ
- (4) SmartNet community αN1 Plusシリーズ
- (5) SmartNet community αA1シリーズ※主装置タイプは問わない。なお、対象機器の詳細については【別表1（対象物品詳細）】記載のとおりとする。
- (6) SmartNet community αZX type S
- (7) SmartNet community αZX type M
- (8) SmartNet community αZX type L
- (9) SmartNet community αZXライト type S
- (10) SmartNet community αZXライト type M
- (11) SmartNet community αZXII type S
- (12) SmartNet community αZXII type M
- (13) SmartNet community αZXII type L
- (14) おまかせオフィステレフォン

2.9 オプションメニュー（定期点検）

- (1) Net community SYSTEM αNXシリーズ
- (2) Net community SYSTEM αNX Plusシリーズ
- (3) Net community SYSTEM αNXII Plusシリーズ
- (4) SmartNet community αN1 Plusシリーズ
- (5) SmartNet community αA1シリーズ
- (6) SmartNet community αB1シリーズ

※主装置タイプは問わない。なお、対象機器の詳細については【別表1（対象物品詳細）】記載のとおりとする。

- (7) SmartNet community αZXシリーズ
- (8) SmartNet community αZXIIシリーズ
- (9) おまかせオフィステレフォン

2.10 オプションメニュー（その他機器）

主装置に接続された機器であって、当社又は当社特約店が販売したもの

2.11 オプションメニュー（内線設定サポート）

- (1) Net community SYSTEM αNX Plusシリーズ
- (2) Net community SYSTEM αNXII Plusシリーズ

3. サポート内容

3.1 基本メニュー(NX)、オプションメニュー（電話機（A）、電話機（B）、その他機器）

- (1) 対象機器に次の各号に定める不時の故障・損傷が発生した旨の契約者からのサポートサービスの提供の要請を受けたときは、当該故障の修理を行います。
 - ・ 契約者の正常な使用状態（取扱説明書、本体貼付ラベルなどの注意書きに従った使用状態）での故障・損傷
 - ・ 各種部品の劣化による故障・損傷
 - ・ 鳥獣害及び虫の混入による故障・損傷
 - ・ お買上げ屋内配線の損傷
 - ・ 最低限の通信を確保する為の代替器の設置費用
 - ・ 火災、天災、公害、異常電圧、誘導雷、塩害等の外部要因に起因する故障・損傷
 - ・ お買上げ後の輸送、移動時の落下、衝撃等、お取扱いが不適当なために生じた故障・損傷

※ただし、補修用性能物品（商品の性能を維持するために必要な部品）の在庫切れ等が発生し、サポートサービスが提供できない場合、同等機種への交換を実施します。
- (2) 対象機器が盗難された場合、契約者に対して、当社が定める同等機器を提供します。

※当社が提供する同等機器の種類、数、貸与期間その他の条件は当社が定めます。

※本サービスの提供区域内で盗難された場合に限り提供します。

(3) 次の各号に定める事項は、本契約の保守範囲に含まれないものとします。この場合、当社は別に定める「お買上げ通信機器修理規定」に基づき実費にて対象機器の修理を行なうこととします。

- ・ 不当な修理や改造による故障・損傷
- ・ 戦争、動乱、地震、津波、噴火に起因する故障・損傷
- ・ お買上消耗品が損傷し取り替えを要する場合のお買上消耗品の物品費用及び交換作業費用
※お買上消耗品とは、当該商品が契約者でも購入可能で、且つ契約者にて取替えが可能なもの（取扱説明書に購入方法や、取替え方法が明記されているもの。）
- ・ 契約者が第9条（契約内容の変更）の届出を行わなかったとき。
- ・ 上記に該当しない、その他当社の責に帰する事のできない事由。

3.2 基本メニュー（NXⅡ/N1）

- (1) 別紙1 3.1(1)及び(2)と同様のサポート内容とする。
- (2) 別紙1 3.2(1)に加え、契約者の主装置が故障情報等を感知し当社の設置する装置に情報を配信（以下「故障情報等受信機能」という。）した場合に、当社は予め契約者から報告頂いた連絡先に該当故障情報等を通知します。その後、要請に基づき故障修理手配をし、本サービスの契約内容に基づき修理を実施します。

3.3 基本メニュー（A1）

- (1)別紙1 3.1(1)、(2)及び3.2(2)と同様のサポート内容とする。

3.4 基本メニュー（B1/ZX HOME/ZXⅡ HOME）

- (1)別紙1 3.1(1)及び(2)と同様のサポート内容とする。

3.5 基本メニュー（ZX）

- (1)別紙1 3.1(1)、(2)及び3.2(2)と同様のサポート内容とする。

3.6 基本メニュー（ZXⅡ）

- (1)別紙1 3.1(1)、(2)及び3.2(2)と同様のサポート内容とする。

3.7 基本メニュー（おまかせオフィステレフォン）

- (1)別紙1 3.1(1)、(2)及び3.2(2)と同様のサポート内容とする。

3.8 オプションメニュー（定期点検）

1年に2回、当社が別に定める定期点検表に基づき定期点検を実施します。

3.9 オプションメニュー（内線設定サポート）

すでに使用（主装置に登録）されている内線電話機の番号、名称、着信鳴動、主装置に登録されている共通電話帳の変更、削除、追加登録について、主装置へ遠隔接続機能を利用し設定変更を実施します。

4 提供条件

4.1 基本メニュー（NX）

- (1) 別紙1 2.対象機器で規定する対象機器を利用していること。

4.2 基本メニュー（NXⅡ/N1）

- (1) 別紙1 2.対象機器で規定する対象機器を利用していること。
 - (2) 別紙1 3.2(2)で規定する故障情報等配信機能を利用する場合は、下記の①～②を満たすこと。
- ① フレッツ光回線を主装置に下表の収容方法にて収容していること。

メニュー構成	提供プラン	収容方法
基本メニュー (NXⅡ/N1)	NXⅡ主装置：Sタイプ	NX SM-4CHブロードバンドルータ
	NXⅡ主装置：Mタイプ	ユニットに収容
	NXⅡ主装置：Lタイプ	主装置に内蔵するCCUユニットに収容
	N1主装置：Sタイプ	NX SM-4CHブロードバンドルータ
	N1主装置：Mタイプ	ユニットに収容
	N1主装置：Lタイプ	主装置に内蔵するCCUユニットに収容

- ② 接続用セッションが常にご利用できること。なお、常にご利用できる接続用セッションを有していない場合に故障情報等受信機能を利用する際は、別に同時通信可能着信先数追加サービス（フレッ

ツ・セッションプラス)を契約し、常に利用できる接続用セッションを追加する必要があります。
常に利用できる接続用セッションがない場合、又は主装置が故障するなどして故障情報等受信機能が利用できない場合、本メニューを利用できなくなります。

4.3 基本メニュー（A1）

- (1) 別紙1 2.対象機器で規定する対象機器を利用していること。
- (2) ① フレッツ光回線を主装置に下表の収容方法にて収容していること。

メニュー構成	提供プラン	収容方法
基本メニュー (A1)	A1 主装置：Standard タイプ	ブロードバンドルータユニットに収容
	A1 主装置：Professional タイプ	ブロードバンドルータゲートウェイに収容

4.4 基本メニュー（B1/ZX HOME/ZX II HOME）

- (1) 別紙1 2.対象機器で規定する対象機器を利用していること。

4.5 基本メニュー（ZX）

- (1) 別紙1 2.対象機器で規定する対象機器を利用していること。
- (2) ① フレッツ光回線を主装置に下表の収容方法にて収容していること。

メニュー構成	提供プラン	収容方法
基本メニュー (ZX)	ZX 主装置：S タイプ	ZX SM-4CHブロードバンドルータユニットに収容
	ZX 主装置：M タイプ	
	ZX ライト主装置：S タイプ	
	ZX ライト主装置：M タイプ	
	ZX 主装置：L タイプ	主装置に内蔵する CCU ユニットに収容

4.6 基本メニュー（ZX II）

- (1) 別紙1 2.対象機器で規定する対象機器を利用していること。
- (2) ① フレッツ光回線を主装置に下表の収容方法にて収容していること。

メニュー構成	提供プラン	収容方法
基本メニュー (ZX II)	ZX II 主装置：S タイプ	下記物品のいずれか収容 ・ZX SM-4CHブロードバンドルータユニット ・ZX 2S 主装置 ・ZX 2M 主装置 主装置に内蔵する CCU ユニットに収容
	ZX II 主装置：M タイプ	
	ZX II 主装置：L タイプ	

4.7 基本メニュー（おまかせオフィステレフォン）

- (1) 別紙1 2.対象機器で規定する対象機器を利用していること。
- (2) ① フレッツ光回線を主装置に下表の収容方法にて収容していること。

メニュー構成	提供プラン	収容方法
基本メニュー (おまかせオフィステレフォン)	おまかせオフィステレフォン主装置	主装置本体に収容

4.8 オプションメニュー（電話機（A）、電話機（B）、その他機器）

- (1) 別紙1 2.対象機器で規定する対象機器を利用していること。
- (2) 本サービスの基本メニュー（NX）、基本メニュー（NX II/N1）、基本メニュー（A1）、基本メニュー（ZX）、基本メニュー（ZX II）、基本メニュー（おまかせオフィステレフォン）のいずれかを契約していること。

4.9 オプションメニュー（定期点検）

- (1) 別紙1 2.対象機器で規定する対象機器を利用していること。
- (2) 本サービスの基本メニューを契約していること。
- (3) 基本メニュー（NX）、基本メニュー（NX II/N1）、基本メニュー（A1）、基本メニュー（ZX）、基本メニュー（ZX II）、基本メニュー（おまかせオフィステレフォン）のいずれか

を契約の場合、オプションメニュー（電話機（A）、電話機（B））を契約していること。

4.10 オプションメニュー（内線設定サポート）

- (1) 別紙 1 2.対象機器で規定する対象機器を利用していること。
- (2) 本サービスの基本メニュー（NX）又は基本メニュー（NXⅡ/N1）を契約していること。
- (3) オプションメニュー（電話機（A）、電話機（B））を契約していること。
- (4) 基本メニュー（NXⅡ/N1）を契約している場合、フレッツ光回線を主装置に下表の収容方法にて収容していること。

メニュー構成	提供プラン	収容方法
基本メニュー（NXⅡ/N1）	NXⅡ主装置：Sタイプ	NX SM-4CHブロードバンドルータユニットに収容
	NXⅡ主装置：Mタイプ	
	NXⅡ主装置：Lタイプ	主装置に内蔵するCCUユニットに収容

- (5) 契約者の主装置が遠隔接続機能を利用するための通信可能着信先（以下、接続用セッション）を有していること。なお、接続用セッションを有していない場合に遠隔接続機能を利用する際は、他の接続を切断し遠隔接続機能を利用するための接続用セッションを確保するか、別に同時通信可能着信先数追加サービス（フレッツ・セッションプラス）を契約し、接続用セッションを追加する必要があります。他の接続で接続用セッションを利用している場合又は接続用セッションを有していない場合には、本メニューを利用できなくなります。なお、別紙 1 の 4.3 提供条件で規定する提供条件を満たしていない場合、内線設定サポートの対象及びサポート範囲内であっても、対応できない場合があります。

5 保守作業時間

5.1 基本メニュー（NX）、オプションメニュー（電話機（A）、電話機（B）、その他機器）

- (1) 9：00から17：00までに、対象機器に不時の故障が発生した旨の通知を受けた時は、故障受付当日に修理に伺います。ただし、離島、遠隔地等で当日修理派遣が困難な場合、契約者から翌日以降での故障派遣の指定及び承諾を得た場合は除きます。
- (2) 契約者が本契約の保守を前項の時間帯外に要請したときは、当社は当該要請に係る修理作業を翌日に行います。ただし、当社及び契約者が緊急に修理が必要と判断したときは、当社は前項の時間帯に限らず担当者を派遣し修理作業を行います。この場合、当社は別に定める「お買上げ通信機器修理規定」に基づき実費にて修理を行なうこととします。

5.2 基本メニュー（NXⅡ/N1）、基本メニュー（A1）、基本メニュー（B1/ZX HOME）、基本メニュー（ZX）、基本メニュー（ZXⅡ）、基本メニュー（おまかせオフィステレフォン）

- (1) 前項 5.1 (1) 及び (2) と同様の保守作業時間とする。
- (2) 別紙 1 3.2 (2) の機能を利用する場合は、次の項目も適用する。
 - ・ 祝祭日および年末年始を除く月曜日から金曜日の9：00から17：00の間に、契約者の主装置が故障情報等を当社の設置する装置に情報を配信した場合、当日中に予め契約者から報告頂いた連絡先に該当故障情報等を通知します。
 - ・ 祝祭日および年末年始を除く月曜日から金曜日の9：00から17：00以外に、契約者主装置が故障情報等を当社の設置する装置に情報を配信した場合、翌営業日の17：00までに予め契約者から報告頂いた連絡先に該当故障情報等を通知します。

5.3 オプションメニュー（定期点検）

- (1) 祝祭日および年末年始を除く月曜日から金曜日の9：00から17：00までの時間帯に技術者を派遣し定期点検を実施します。

5.4 オプションメニュー（内線設定サポート）

- (1) 本契約のサポートの受付は祝祭日および年末年始を除く月曜日から金曜日の9：00から17：00までの時間帯に行います。
- (2) 契約者が本契約のサポートを祝祭日および年末年始を除く月曜日から金曜日の9：00から17：00のうち9：00から12：00までに要請したときは、受付当日の17：00までのサービス提供を基本となります。ただし、当日の内線設定サポートの予約が混み合っている場合はご希望に添えない場合があります。

(3) 契約者が本契約のサポートを前項(2)の当日受付対応時間（９：００から１２：００）以降に要請したときは、翌営業日の１７：００までのサービス提供を基本となります。ただし、当日の内線設定サポートの予約が混み合っている場合はご希望に添えない場合があります。

局番なし１１３（２４時間受付）※携帯電話・PHSからは「０１２０-４４４-１１３」

又は、当社のサポートセンタ（平日・土：９～１８時受付）の専用受付番号にて受付します。

※ITサポート&セキュリティを契約している場合、ITサポート&セキュリティの専用受付番号にて受付します。

【別紙 2（料金表）】

1. 月額料金

基本メニュー

本サービス対象機器の主装置タイプにより下表の料金を適用する。

別表（1）の基本メニューに含める物品も対象となります。

メニュー構成	提供プラン	課金単位	料金額（月額）
基本メニュー （NX）	NX 主装置：S タイプ	1 の主装置毎に月額	3,000 円 （税込価格 3,300 円）
	NX 主装置：M タイプ	1 の主装置毎に月額	4,500 円 （税込価格 4,950 円）
	NX 主装置：L タイプ	1 の主装置毎に月額	9,500 円 （税込価格 10,450 円）
基本メニュー （NX II / N1）	NX II 主装置：S タイプ	1 の主装置毎に月額	3,000 円 （税込価格 3,300 円）
	NX II 主装置：M タイプ	1 の主装置毎に月額	4,500 円 （税込価格 4,950 円）
	NX II 主装置：L タイプ	1 の主装置毎に月額	9,500 円 （税込価格 10,450 円）
	N1 主装置：S タイプ	1 の主装置毎に月額	3,000 円 （税込価格 3,300 円）
	N1 主装置：M タイプ	1 の主装置毎に月額	4,500 円 （税込価格 4,950 円）
	N1 主装置：L タイプ	1 の主装置毎に月額	9,500 円 （税込価格 10,450 円）
基本メニュー （A1）	A1 主装置：Standard タイプ	1 の主装置毎に月額	3,000 円 （税込価格 3,300 円）
	A1 主装置：Professional タイプ	1 の主装置毎に月額	7,500 円 （税込価格 8,250 円）
基本メニュー （B1 ／ZX HOME ／ZX II HOME）	B1 主装置：主装置タイプ	1 セット毎に月額	1,500 円 （税込価格 1,650 円）
	B1 主装置：主装置内蔵タイプ	1 セット毎に月額	1,500 円 （税込価格 1,650 円）
	ZX 主装置：HOME	1 セット毎に月額	1,500 円 （税込価格 1,650 円）
	ZX II 主装置：HOME	1 セット毎に月額	1,500 円 （税込価格 1,650 円）
基本メニュー （ZX）	ZX 主装置：S タイプ	1 の主装置毎に月額	3,000 円 （税込価格 3,300 円）
	ZX ライト主装置：S タイプ	1 の主装置毎に月額	3,000 円 （税込価格 3,300 円）
	ZX 主装置：M タイプ	1 の主装置毎に月額	4,500 円 （税込価格 4,950 円）
	ZX ライト主装置：M タイプ	1 の主装置毎に月額	4,500 円 （税込価格 4,950 円）
	ZX 主装置：L タイプ	1 の主装置毎に月額	9,500 円 （税込価格 10,450 円）
基本メニュー （ZX II）	ZX II 主装置：S タイプ	1 の主装置毎に月額	3,000 円 （税込価格 3,300 円）
	ZX II 主装置：M タイプ	1 の主装置毎に月額	4,500 円 （税込価格 4,950 円）
	ZX II 主装置：L タイプ	1 の主装置毎に月額	9,500 円 （税込価格 10,450 円）

基本メニュー (おまかせオフィステレフォン)	おまかせオフィステレフォン主装置	1の主装置毎に月額	3,000 円 (税込価格 3,300 円)
---------------------------	------------------	-----------	---------------------------

オプションメニュー

提供プラン※1	課金単位	料金額 (月額)
電話機 (A) ※2	契約台数毎に月額	300 円 (税込価格 330 円)
電話機 (B) ※2	契約台数毎に月額	500 円 (税込価格 550 円)
定期点検 (～5 台) (電話機 (A) 及び (B) の合計が 1 台～5 台まで)	1の主装置毎に月額	1,500 円 (税込価格 1,650 円)
定期点検 (～10 台) (電話機 (A) 及び (B) の合計が 6 台～10 台まで)	1の主装置毎に月額	2,000 円 (税込価格 2,200 円)
定期点検加算額 (電話機 (A) 及び (B) の合計が 1～5 台増える毎に加算)	契約台数毎に加算	500 円 (税込価格 550 円)
その他機器※3	端末機器毎に月額	機器により料金が異なります
内線設定サポート	1の主装置毎に月額	500 円 (税込価格 550 円)

※1 オプションメニュー対象物品詳細は別表1 参照

※2 対象物品への配線（以下、機器配線）の修理（張替を含む）も含みます。家屋の改造、レイアウト変更等に起因する故障及び構内ケーブル（IDF間等）の張替についてはサポート対象外とします。

※3 基本メニュー対象機器の主装置に接続された機器であって、当社又は当社特約店が販売したものが対象となります。料金については当社ホームページ又は本サービス取扱所にてご確認ください。

2. 基本メニューに関する月額料金の割引の適用

当社は、契約者が次の全ての条件を満たす場合、条件を充足する期間において前項に規定する該当月額料金にかかわらず、次表に定める額を適用します。なお、料金の割引は、第22条に定めるところにより日割りで計算するものとします。また、(1)に定める対象サービス1契約に対し、本サービス1契約のみ割引を適用します。

- (1) 当社が別に定める「IT サポート&セキュリティ利用規約」に基づき提供するサービス（以下「対象サービス」といいます。）の契約と本契約を双方ともに契約していること。
- (2) 対象サービスのうち、契約プランが、「スタンダード プラン・ミニ」又は「スタンダード プラン1～4」であること。
- (3) 本契約と対象サービスの契約者名及び設置場所住所が同一であること。
- (4) 本契約と対象サービスを双方とも利用開始日が令和4年8月31日以前であること。

また、契約者又は当社が、対象サービスを解約又は終了した場合、割引の適用は、当該解約又は終了の効力が発生した日までとし、当該効力発生日の翌日から前項に規定する月額料金を適用します。当該効力発生日が料金月の途中である場合には、第22条に定めるところにより、日割計算するものとします。

提供プラン	IT サポート&セキュリティ 提供プラン	課金単位	料金額 (月額)
NX 主装置：S タイプ 及び NXⅡ 主装置：S タイプ	スタンダード プラン・ミニ (パソコン3 台まで)	1の主装置 毎に月額	1,900 円 (税込価格 2,090 円)
	スタンダード プラン1 (パソコン5 台まで)		
	スタンダード プラン2 (パソコン10 台まで)		

NX 主装置：M タイプ 及び NXⅡ 主装置：M タイプ	スタンダード プラン 3 (パソコン 15 台まで)	1 の主装置 毎に月額	3,400 円 (税込価格 3,740 円)
	スタンダード プラン 4 (パソコン 20 台まで)		
	スタンダード プラン・ミニ (パソ コン 3 台まで)		
	スタンダード プラン 1 (パソコン 5 台まで)		
	スタンダード プラン 2 (パソコン 10 台まで)		
	スタンダード プラン 3 (パソコン 15 台まで)		
	スタンダード プラン 4 (パソコン 20 台まで)		
NX 主装置：L タイプ 及び NXⅡ 主装置：L タイプ	スタンダード プラン・ミニ (パソ コン 3 台まで)	1 の主装置 毎に月額	8,400 円 (税込価格 9,240 円)
	スタンダード プラン 1 (パソコン 5 台まで)		
	スタンダード プラン 2 (パソコン 10 台まで)		
	スタンダード プラン 3 (パソコン 15 台まで)		
	スタンダード プラン 4 (パソコン 20 台まで)		

3. オプションメニューに関する月額料金の割引の適用

当社は本サービス契約において、1 の本契約の電話機 (A)、(B) の契約台数により、前項に規定する該当月額料金を減額し、次表に定める額をサービスの提供を開始した日からそれぞれ適用します。
ただし、その他機器については割引対象外となります。

提供プラン	電話機 (A) と (B) の 合計契約台数	課金単位	料金額 (月額)
電話機 (A)	10 台～29 台	契約台数毎 に月額	270 円 (税込価格 297 円)
	30 台～49 台	契約台数毎 に月額	255 円 (税込価格 280.5 円)
	50 台以上	契約台数毎 に月額	210 円 (税込価格 231 円)
電話機 (B)	10 台～29 台	契約台数毎 に月額	450 円 (税込価格 495 円)
	30 台～49 台	契約台数毎 に月額	425 円 (税込価格 467.5 円)
	50 台以上	契約台数毎 に月額	350 円 (税込価格 385 円)
定期点検 (～5 台)	10 台～29 台	1 の主装置 毎に月額	1,350 円 (税込価格 1,485 円)
	30 台～49 台	1 の主装置 毎に月額	1,275 円 (税込価格 1,402.5 円)
	50 台以上	1 の主装置 毎に月額	1,050 円 (税込価格 1,155 円)

定期点検（～10 台）	10 台～29 台	1 の主装置 毎に月額	1,800 円 (税込価格 1,980 円)
	30 台～49 台	1 の主装置 毎に月額	1,700 円 (税込価格 1,870 円)
	50 台以上	1 の主装置 毎に月額	1,400 円 (税込価格 1,540 円)
定期点検加算額（5 台毎）	10 台～29 台	契約台数毎 に加算	450 円 (税込価格 495 円)
	30 台～49 台	契約台数毎 に加算	425 円 (税込価格 467.5 円)
	50 台以上	契約台数毎 に加算	350 円 (税込価格 385 円)

【別紙 3（料金計算方法等）】

規定内容	別に定める内容
当社が別に定める場合	契約者が支払いを要する料金等の額に対して当社の請求に係る費用が過大となると見込まれる場合

【別表 1（対象物品詳細）】

分類	商品名	カナ品名
基本メニュー (NX) に含む	NXSM-4アナログ外線ユニット「1」	NXSM-4ACOU-<1>
	NXSM-4アナログ外線ユニット「2」	NXSM-4ACOU-<2>
	NXSM-2ISDN外線ユニット「1」	NXSM-2IDSICOU-<1>
	NXSM-スターユニット「1」	NXSM-SU-<1>
	NXSM-スターユニット「2」	NXSM-SU-<2>
	NXSM-バスユニット「1」	NXSM-BU-<1>
	NXSM-バスユニット「2」	NXSM-BU-<2>
	NXSM-単体電話機ユニット「1」	NXSM-SLU-<1>
	NXSM-外部放送ドアホン接続ユニット「1」	NXSM-PSDU-<1>
	NXSM-外線間転送ユニット「1」	NXSM-COTRU-<1>
	NXM-発ID/PB信号受信用ユニット「1」	NXM-CIDRU-<1>
	NXSM-音声メールユニット「1」	NXSM-VMU-<1>
	NXSM-音声メールユニット「2」	NXSM-VMU-<2>
	NXSM-音声メールサブユニット「1」	NXSM-VMSU-<1>
	NXSM-4CHブロードバンドルータユニット「1」	NXSM-4BRU-<1>
	NXSM-4CHブロードバンドルータユニット「2」	NXSM-4BRU-<2>
	NXSM-4CHブロードバンドルータサブユニット「1」	NXSM-4BRSU-<1>
	NXSM-IP内線ユニット「1」	NXSM-IPEU-<1>
	NXSM-IP内線サブユニット「1」	NXSM-IPESU-<1>
	NXSM-IP内線エコキャンサブユニット「1」	NXSM-IPECSU-<1>
	NXSM-DCL用同期信号ユニット「1」	NXSM-DSYU-<1>
	NXSM-電池劣化判定ユニット「1」	NXSM-BCU-<1>
	NXSM-2アナログ外線ユニット「1」	NXSM-2ACOU-<1>
	NXSM-1ISDN外線ユニット「1」	NXSM-1IDSICOU-<1>
	NXLP-システム容量ライセンス「1」	NXLP-SYSLICENSE-<1>
	NXL-主装置接続長ケーブル「1」	NXL-MELC-<1>
	NXLP-主装置ソフト格納用メモリ「1」	NXLP-MECF-<1>
	NXL-増設架拡張ユニット「1」	NXL-TCCEU-<1>
	NXL-8アナログ外線ユニット「1」	NXL-8ACOU-<1>
	NXL-8アナログ外線サブユニット「1」	NXL-8ACOSU-<1>
	NXLP-2アナログ収容GWボックス「1」	NXLP-2AGWBOX-<1>
	NXL-2DSU内蔵ISDN基本外/内線ユニット「1」	NXL-2IDSICOB/EU-<1>
	NXL-2DSU内蔵ISDN基本外線サブユニット「1」	NXL-2IDSICOBUSU-<1>
	NXL-ISDN一次群外/内線・TTC共通線ユニット「1」	NXL-ICOP/E・TTCU-<1>
	NXL-ISDN一次群外/内線・TTC共通線ユニット「2」	NXL-ICOP/E・TTCU-<2>
	NXLP-1ISDN収容GWボックス「1」	NXLP-1IGWBOX-<1>
	NXLP-カスタマーエッジユニット「1」	NXLP-CEU-<1>
	NXL-アタッチメント「1」	NXL-ATTACH-<1>
	NXL-4CHブロードバンドルータユニット「1」	NXL-4BRU-<1>
	NXL-4CHブロードバンドルータサブユニット「1」	NXL-4BRSU-<1>
	NXL-4LD専用線ユニット「1」	NXL-4LDU-<1>
	NXL-4SRD専用線ユニット「1」	NXL-4SRDU-<1>
	NXL-4専用線PBレシーバサブユニット「1」	NXL-4PLPBRUSU-<1>
	NXL-IPインタフェースユニット「1」	NXL-IPIFU-<1>
	NXL-バスユニット「1」	NXL-BU-<1>
	NXL-バスユニット「2」	NXL-BU-<2>
	NXL-4バスユニット「1」	NXL-4BU-<1>

基本メニュー (NX) に含む	NXL-4バスユニット-「2」	NXL-4BU-<2>
	NXL-10スターユニット-「1」	NXL-10SU-<1>
	NXL-10スターユニット-「2」	NXL-10SU-<2>
	NXL-20スターユニット-「1」	NXL-20SU-<1>
	NXL-20スターユニット-「2」	NXL-20SU-<2>
	NXL-8単体電話機ユニット-「1」	NXL-8SLU-<1>
	NXL-4単体電話機サブユニット-「1」	NXL-4SLSU-<1>
	NXL-8長距離単体電話機ユニット-「1」	NXL-8LLU-<1>
	NXL-リングユニット-「1」	NXL-RINGU-<1>
	NXL-8停電切替ユニット-「1」	NXL-8PFU-<1>
	NXP-2単体電話機ユニット-「1」	NXP-2SLU-<1>
	NXLP-メディア変換ユニット-「1」	NXLP-VCU-<1>
	NXLP-24VCU追装DSPユニット-「1」	NXLP-24VCSU-<1>
	NXL-TDM音声変換ユニット-「1」	NXL-VOIPU-<1>
	NXL-24TDM音声変換サブユニット-「1」	NXL-24VOIPSU-<1>
	NXLP-シリアルI/Fユニット-「1」	NXLP-RSU-<1>
	NXLP-シリアルI/Fユニット-「2」	NXLP-RSU-<2>
	NXL-双方向アンプユニット-「1」	NXL-BAU-<1>
	NXL-DC用同期信号ユニット-「1」	NXL-DSYU-<1>
	NXL-ドアホン・テレコンユニット-「1」	NXL-DTU-<1>
	NXL-サービストラックユニット-「1」	NXL-STU-<1>
	NXL-サービストラックユニット-「2」	NXL-STU-<2>
	NXLP-外部放送ドアホン収容GWボックス-「1」	NXLP-PSDUBOX-<1>
	NXLP-8音声メール収容ボックス-「1」	NXLP-8VMGWBOX-<1>
	NXL-8音声メールユニット-「1」	NXL-8VMU-<1>
	NXL-24H音声メールメモリサブユニット-「1」	NXL-24HSDMSU-<1>
	NXLP-「4」SIP外線ライセンス-「1」	NXLP-<4>VOIPLICENSE-<1>
	NXLP-「8」SIP外線ライセンス-「1」	NXLP-<8>VOIPLICENSE-<1>
	NXLP-「24」SIP外線ライセンス-「1」	NXLP-<24>VOIPLICENSE-<1>
	NXLP-「8」SIP内線ライセンス-「1」	NXLP-<8>SIPLICENSE-<1>
	NXLP-「16」SIP内線ライセンス-「1」	NXLP-<16>SIPLICENSE-<1>
	NXLP-「24」SIP内線ライセンス-「1」	NXLP-<24>SIPLICENSE-<1>
	NXL-音声メールセット-「1」	NXL-VMSET-<1>
	NXL-音声メールセット-「2」	NXL-VMSET-<2>
	NXS-主装置-「E1」	NXS-ME-<E1>
	NXM-主装置-「E1」	NXM-ME-<E1>
	NXL-主装置セット-「E1」	NXL-MESET-<E1>
	NXL-主装置-「E1」	NXL-ME-<E1>
	NXLP-レガシーGW主装置-「1」	NXLP-LEGACYGWME-<1>
	NXLP-中央CPUユニット-「1」	NXLP-CCU-<1>
	NXP-主装置セット-「E1」	NXP-MESET-<E1>
	NXP-主装置-「E1」	NXP-ME-<E1>
基本メニュー (NXII/N1) に 含む	NX2S-主装置-「E1」	NX2S-ME-<E1>
	NX2M-主装置-「E1」	NX2M-ME-<E1>
	NX2L-主装置-「E1」	NX2L-ME-<E1>
	NX2L-主装置セット-「E1」	NX2L-MESET-<E1>
	NX2P-主装置セット-「E1」	NX2P-MESET-<E1>
	NX2LP-レガシーGW主装置-「1」	NX2LP-LEGACYGWME-<1>
	NX2LP-カスタマーエッジユニット-「1」	NX2LP-CEU-<1>
	NX2LP-中央CPUユニット-「1」	NX2LP-CCU-<1>

基本メニュー
(NXⅡ/N1) に
含む

NX2LP-主装置ソフト格納用メモリー「1」	NX2LP-MECF-〈1〉
N1S-主装置-「E1」	N1S-ME-〈E1〉
N1M-主装置-「E1」	N1M-ME-〈E1〉
NXSM-2アナログ外線ユニット「1」	NXSM-2ACOU-〈1〉
NXSM-4アナログ外線ユニット「1」	NXSM-4ACOU-〈1〉
NXSM-4アナログ外線ユニット「2」	NXSM-4ACOU-〈2〉
NXSM-1ISDN外線ユニット「1」	NXSM-1IDSICOU-〈1〉
NXSM-2ISDN外線ユニット「1」	NXSM-2IDSICOU-〈1〉
NXSM-4CHブロードバンドルータユニット「1」	NXSM-4BRU-〈1〉
NXSM-4CHブロードバンドルータユニット「2」	NXSM-4BRU-〈2〉
NXSM-4CHブロードバンドルータサブユニット「1」	NXSM-4BRSU-〈1〉
NXSM-バスユニット「1」	NXSM-BU-〈1〉
NXSM-バスユニット「2」	NXSM-BU-〈2〉
NXSM-スターユニット「1」	NXSM-SU-〈1〉
NXSM-スターユニット「2」	NXSM-SU-〈2〉
NXSM-IP内線ユニット「1」	NXSM-IPEU-〈1〉
NXSM-IP内線サブユニット「1」	NXSM-IPESU-〈1〉
NXSM-IP内線エコキャンサブユニット「1」	NXSM-IPEESU-〈1〉
NXSM-単体電話機ユニット「1」	NXSM-SLU-〈1〉
NXSM-外部放送ドアホン接続ユニット「1」	NXSM-PSDU-〈1〉
NXSM-電池劣化判定ユニット「1」	NXSM-BCU-〈1〉
NXSM-外線間転送ユニット「1」	NXSM-COTRU-〈1〉
NXSM-音声メールユニット「2」	NXSM-VMU-〈2〉
NXSM-DC L用同期信号ユニット「1」	NXSM-DSYU-〈1〉
NXM-発ID/PB信号受信用ユニット「1」	NXM-CIDRU-〈1〉
N1L-主装置セット「E1」	N1L-MESET-〈E1〉
NXL-増設主装置「1」	NXL-EME-〈1〉
NXL-ダミー主装置「1」	NXL-DME-〈1〉
N1L-レガシーGW主装置「1」	N1L-LEGACYGWME-〈1〉
N1L-TDM中央制御ユニット「1」	N1L-TCCU-〈1〉
NXL-増設架拡張ユニット「1」	NXL-TCCEU-〈1〉
N1L-中央CPUユニット「1」	N1L-CCU-〈1〉
N1L-主装置ソフト格納用メモリー「1」	N1L-MECF-〈1〉
NXL-アタッチメント「1」	NXL-ATTACH-〈1〉
NXL-8アナログ外線ユニット「1」	NXL-8ACOU-〈1〉
NXL-8アナログ外線サブユニット「1」	NXL-8ACOSU-〈1〉
NXLP-2アナログ収容GWボックス「1」	NXLP-2AGWBOX-〈1〉
NXL-2DSU内蔵ISDN基本外/内線ユニット「2」	NXL-2IDSICOB/EU-〈2〉
NXL-2DSU内蔵ISDN基本外線サブユニット「1」	NXL-2IDSICOB/SU-〈1〉
NXL-ISDN一次群外/内線・TTC共通線ユニット「1」	NXL-ICOP/E・TTCU-〈1〉
NXL-ISDN一次群外/内線・TTC共通線ユニット「2」	NXL-ICOP/E・TTCU-〈2〉
NXLP-1ISDN収容GWボックス「1」	NXLP-1IGWBOX-〈1〉
NXL-4CHブロードバンドルータユニット「1」	NXL-4BRU-〈1〉
NXL-4CHブロードバンドルータサブユニット「1」	NXL-4BRSU-〈1〉
NXL-4LD専用線ユニット「1」	NXL-4LDU-〈1〉
NXL-4SRD専用線ユニット「1」	NXL-4SRDU-〈1〉
NXL-4専用線PBレシーバサブユニット「1」	NXL-4PLPBRSU-〈1〉
NXL-バスユニット「1」	NXL-BU-〈1〉
NXL-バスユニット「2」	NXL-BU-〈2〉
NXL-4バスユニット「1」	NXL-4BU-〈1〉

基本メニュー (NXⅡ/N1) に 含む	NXL-4バスユニット-「2」	NXL-4BU-<2>
	NXL-10スターユニット-「1」	NXL-10SU-<1>
	NXL-10スターユニット-「2」	NXL-10SU-<2>
	NXL-20スターユニット-「1」	NXL-20SU-<1>
	NXL-20スターユニット-「2」	NXL-20SU-<2>
	NXL-8単体電話機ユニット-「1」	NXL-8SLU-<1>
	NXL-4単体電話機サブユニット-「1」	NXL-4SLSU-<1>
	NXL-8長距離単体電話機ユニット-「1」	NXL-8LLU-<1>
	NXL-8停電切替ユニット-「1」	NXL-8PFU-<1>
	NXL-リングユニット-「1」	NXL-RINGU-<1>
	NXL-音声メールセット-「1」	NXL-VMSET-<1>
	NXL-音声メールセット-「2」	NXL-VMSET-<2>
	NXL-8音声メールユニット-「1」	NXL-8VMU-<1>
	NXL-8音声メールユニット-「2」	NXL-8VMU-<2>
	NXL-100H音声メールメモリサブユニット-「1」	NXL-100HSDMSU-<1>
	NXLP-システム容量ライセンス-「1」	NXLP-SYSLICENSE-<1>
	NXLP-「4」SIP外線ライセンス-「1」	NXLP-<4>VOIPLICENSE-<1>
	NXLP-「8」SIP外線ライセンス-「1」	NXLP-<8>VOIPLICENSE-<1>
	NXLP-「24」SIP外線ライセンス-「1」	NXLP-<24>VOIPLICENSE-<1>
	NXLP-「8」SIP内線ライセンス-「1」	NXLP-<8>SIPLICENSE-<1>
	NXLP-「16」SIP内線ライセンス-「1」	NXLP-<16>SIPLICENSE-<1>
	NXLP-「24」SIP内線ライセンス-「1」	NXLP-<24>SIPLICENSE-<1>
	NXLP-メディア変換ユニット-「1」	NXLP-VCU-<1>
	NXLP-24VCU追装DSPユニット-「1」	NXLP-24VCSU-<1>
	NXL-TDM音声変換ユニット-「1」	NXL-VOIPU-<1>
	NXL-24TDM音声変換サブユニット-「1」	NXL-24VOIPSU-<1>
	NXLP-シリアルI/Fユニット-「1」	NXLP-RSU-<1>
	NXLP-シリアルI/Fユニット-「2」	NXLP-RSU-<2>
	NXL-双方向アンプユニット-「1」	NXL-BAU-<1>
	NXL-ドアホン・テレコンユニット-「1」	NXL-DTU-<1>
	NXL-サービストラックユニット-「1」	NXL-STU-<1>
	NXL-サービストラックユニット-「2」	NXL-STU-<2>
	NXLP-外部放送ドアホン収容GWボックス-「1」	NXLP-PSDUBOX-<1>
	NXLP-8音声メール収容ボックス-「1」	NXLP-8VMGWBOX-<1>
	NXL-DCL用同期信号ユニット-「1」	NXL-DSYU-<1>
	NXLP-APIサブユニット-「1」	NXLP-APISU-<1>
	NXLP-APISUソフト格納用メモリー-「1」	NXLP-APISUCF-<1>
	3分間バックアップバッテリー (主装置用)	12V1.2AH-LHM デンチ
	3分間バックアップバッテリー (増設架用)	12V0.7AH-LHM デンチ
基本メニュー (A1) に含む	A1-主装置S-「1」	A1-MES-<1>
	A1-主装置P-「1」	A1-MEP-<1>
	A1-10スターユニット-「1」	A1-10SU-<1>
	A1-1ISDN回線GW-「1」	A1-1ICOGW-<1>
	A1-2アナログ回線GW-「1」	A1-2ACOGW-<1>
	A1-外部放送ドアホンGW-「1」	A1-PSDGW-<1>
	A1-映像アダプター-「1」	A1-VADP-<1>
	A1-8音声メールGW-「1」	A1-8VMGW-<1>
	A1-「5」SPMLTライセンス-「1」	A1-<5>SPMLT-LICENSE-<1>
	A1-「20」SPMLTライセンス-「1」	A1-<20>SPMLT-LICENSE-<1>

基本メニュー (A1) に含む	A 1－「1」CTIクライアント型ライセンス－「1」	A1-<1>CTIC-LICENSE-<1>
	A 1－「5」CTIクライアント型ライセンス－「1」	A1-<5>CTIC-LICENSE-<1>
	A 1－「1」CTIクライアント型ライセンス－「2」	A1-<1>CTIC-LICENSE-<2>
	A 1－「5」CTIクライアント型ライセンス－「2」	A1-<5>CTIC-LICENSE-<2>
	A 1－ブロードバンドルータGW－「1」	A1-BRGW-<1>
	A 1－レガシGW－「1」	A1-LEGACYGW-<1>
	A 1－レガシGW同期サブユニット－「1」	A1-LEGACYGSU-<1>
	A 1－8単体電話機ユニット－「1」	A1-8SLU-<1>
	A 1－4長距離単体電話機ユニット－「1」	A1-4LLU-<1>
基本メニュー (B1 /ZX HOME /ZX II HOME) に含む	B 1－主装置－「1」	B1-ME-<1>
	B 1－アナログ用主装置－「1」	B1-AME-<1>
	B 1－アナログ用主装置－「2」	B1-AME-<2>
	B 1－ISDN用主装置－「1」	B1-IME-<1>
	B 1－ISDN用主装置－「2」	B1-IME-<2>
	B 1－主装置－「1」SLUセット	B1P-SLSET-<1>
	B 1－アナログ用主装置－「1」SLUセット	B1A-SLSET-<1>
	B 1－ISDN用主装置－「1」SLUセット	B1I-SLSET-<1>
	B 1－アナログ用主装置内蔵電話機－「1」「W」	B1-ARM-<1><W>
	B 1－アナログ用主装置内蔵電話機－「1」「K」	B1-ARM-<1><K>
	BX II－アナログ外線ユニット－「1」	BX2-ACOU-<1>
	BX II－ISDN外線ユニット－「1」	BX2-ICOU-<1>
	BX II－ドアホンユニット－「1」	BX2-DHCU-<1>
	NXSM－外線間転送ユニット－「1」	NXSM-COTRU-<1>
	NXSM－単体電話機ユニット－「1」	NXSM-SLU-<1>
	NXSM－外部放送ドアホン接続ユニット－「1」	NXSM-PSDU<1>
	A 1－スター単体電話機アダプター「1」	A1-SSLAP-<1>
	A 1－「18」キー標準スター電話機－「B1」「W」	A1-<18>STEL-<B1><W>
	A 1－「18」キー標準スター電話機－「B1」「K」	A1-<18>STEL-<B1><K>
	A 1－「18」キーカーコードレススター電話機－「B1」「W」	A1-<18>CCLSTEL-<B1><W>
	A 1－「18」キーカーコードレススター電話機－「B1」「K」	A1-<18>CCLSTEL-<B1><K>
	A 1－「24」キーアナログ停電スター電話機－「B1」「W」	A1-<24>APFSTEL-<B1><W>
	A 1－「24」キーアナログ停電スター電話機－「B1」「K」	A1-<24>APFSTEL-<B1><K>
	A 1－「24」キーISDN停電スター電話機－「B1」「W」	A1-<24>IPFSTEL-<B1><W>
	A 1－「24」キーISDN停電スター電話機－「B1」「K」	A1-<24>IPFSTEL-<B1><K>
	A 1－「18」キー録音スター電話機－「B1」「W」	A1-<18>RECSTEL-<B1><W>
	A 1－「18」キー録音スター電話機－「B1」「K」	A1-<18>RECSTEL-<B1><K>
	A 1－DECL－スターコードレス電話機セット－「1」「W」	A1-DECL-PSSET-<1><W>
	A 1－DECL－電源アダプター「1」	A1-DECL-デッセンゲンアダプター<1>
	A 1－DECL－充電台「1」	A1-DECL-CE-<1>
	A 1－DCL－スター「3」スロットCS－「1」「M」	A1-DCL-S<3>CS-<1><M>
	A 1－DCL－スター「3」スロットCS－「1」「S」	A1-DCL-S<3>CS-<1><S>
	NX－DCL－スター「1」スロットCS－「1」「M」	NX-DCL-S<1>CS-<1><M>
	NX－DCL－スター「1」スロットCS－「1」「S」	NX-DCL-S<1>CS-<1><S>
	A 1－DCL－コードレス電話機セット－「1」「K」	A1-DCL-PSSET-<1><K>

基本メニュー
(B1/ZX
HOME/ZX II
HOME) に含む

A1-DCL-コードレス電話機セット-「1」「W」	A1-DCL-PSSET-<1><W>
A1-DCL-コードレス電話機-「1」「K」	A1-DCL-PS-<1><K>
A1-DCL-コードレス電話機-「1」「W」	A1-DCL-PS-<1><W>
A1-DCL-充電台-「1」	A1-DCL-CE-<1>
カラーカメラドアホンモニターP V	カラーカメラドアホンモニターP5
カラーカメラドアホン-P V	カラーカメラドアホン-P5
E-VXドアホンA露出	E-VX-ドアホンA
E-VXドアホンB埋め込み	E-VX-ドアホンB
1.9GワイヤレスモニターP5	1.9GワイヤレスモニターP5
NTTコールスピーカBS-191	NTT・コールスピーカ「BS-191」
NTTコールスピーカFH-592	NTT・コールスピーカ「FH-592」
NTTコールスピーカBS-391	NTT・コールスピーカ「BS-391」
NTTコールスピーカBS-396	NTT・コールスピーカ「BS-396」
NTT・ビジネスホン拡声装置「BN-391」	NTT・コールスピーカ「BN-391」
NTT・ビジネスホン拡声装置「BN-396」	NTT・コールスピーカ「BN-396」
ZXH-主装置-「1」	ZXH-ME-<1>
ZXH-アナログ用主装置-「1」	ZXH-AME-<1>
ZXH-ISDN用主装置-「1」	ZXH-IME-<1>
ZXH-ブロードバンドユニット-「1」	ZXH-BRU-<1>
ZXH-アナログ外線ユニット-「1」	ZXH-ACOU-<1>
ZXH-ISDN外線ユニット-「1」	ZXH-ICOU-<1>
ZXH-ドアホンユニット-「1」	ZXH-DHCU-<1>
NXSM-外線間転送ユニット-「1」	NXSM-COTRU-<1>
ZXSM-単体電話機ユニット-「1」	ZXSM-SLU-<1>
ZXSM-外部放送ドアホン接続ユニット-「1」	ZXSM-PSDU-<1>
ZX-録音ジャックユニット-「1」	ZX-REJU-<1>
ZX-スター単体電話機アダプター「1」	ZX-SSLAP<1>
ZX-「18」キー標準スター電話機-「H1」「W」	ZX-<18>STEL-<H1><W>
ZX-「18」キー標準スター電話機-「H1」「K」	ZX-<18>STEL-<H1><K>
ZX-「24」キーアナログ停電スター電話機-「H1」「W」	ZX-<24>APFSTEL-<H1><W>
ZX-「24」キーアナログ停電スター電話機-「H1」「K」	ZX-<24>APFSTEL-<H1><K>
ZX-「24」キーISDN停電スター電話機-「H1」「W」	ZX-<24>IPFSTEL-<H1><W>
ZX-「24」キーISDN停電スター電話機-「H1」「K」	ZX-<24>IPFSTEL-<H1><K>
ZX-「24」キー録音スター電話機-「H1」「W」	ZX-<24>RECSTEL-<H1><W>
ZX-「24」キー録音スター電話機-「H1」「K」	ZX-<24>RECSTEL-<H1><K>
ZX-「18」キーカーコードレススター電話機-「H1」「W」	ZX-<18>CCLSTEL-<H1><W>
ZX-「18」キーカーコードレススター電話機-「H1」「K」	ZX-<18>CCLSTEL-<H1><K>
ZX-DCL-スター「1」スロットCS-「1」「S」	ZX-DCL-S<1>CS-<1><S>
ZX-DCL-スター「1」スロットCS-「1」「M」	ZX-DCL-S<1>CS-<1><M>
ZX-DCL-スター「3」スロットCS-「1」「S」	ZX-DCL-S<3>CS-<1><S>
ZX-DCL-スター「3」スロットCS-「1」「M」	ZX-DCL-S<3>CS-<1><M>
ZX-DCL-コードレス電話機セット-「1」「W」	ZX-DCL-PSSET-<1><W>
ZX-DCL-コードレス電話機セット-「1」「K」	ZX-DCL-PSSET-<1><K>
ZX-DCL-コードレス電話機-「1」「W」	ZX-DCL-PS-<1><W>

基本メニュー (B1/ZX HOME/ZX II HOME) に含む	ZX-DCL-コードレス電話機-「1」「K」	ZX-DCL-PS-<1><K>
	ZX-DECLDIV-スター「3」スロットCS-「1」	ZX-DECLDIV-S<3>CS-<1>
	ZX-DECL-スターコードレス電話機セット-「1」「W」	ZX-DECL-PSSET-<1><W>
	ZX-DECLDIV-コードレス電話機-「1」「W」	ZX-DECLDIV-PS-<1><W>
	ZX-DECLDIV-KT形コードレス電話機-「1」「W」	ZX-DECLDIV-PSKT-<1><W>
	ZX-シングルラインコードレス電話機セット-「1」	ZX-PSSLSET-<1>
	ZX-シングルラインコードレス電話機-「1」	ZX-PSSL-<1>
	ZXH-主装置-「2」	ZXH-ME-<2>
	ZX2H-主装置-「1」	ZX2H-ME-<1>
	ZX2-「18」キー標準スター電話機-「1」「W」	ZX2-<18>STEL-<1><W>
	ZX2-「18」キー標準スター電話機-「1」「K」	ZX2-<18>STEL-<1><K>
	ZX2-「24」キーアナログ停電スター電話機-「1」「W」	ZX2-<24>APFSTEL-<1><W>
	ZX2-「24」キーアナログ停電スター電話機-「1」「K」	ZX2-<24>APFSTEL-<1><K>
	ZX2-「24」キーISDN停電スター電話機-「1」「W」	ZX2-<24>IPFSTEL-<1><W>
	ZX2-「24」キーISDN停電スター電話機-「1」「K」	ZX2-<24>IPFSTEL-<1><K>
	ZX2-「18」キーカーコードレススター電話機-「1」「W」	ZX2-<18>CCLSTEL-<1><W>
	ZX2-「18」キーカーコードレススター電話機-「1」「K」	ZX2-<18>CCLSTEL-<1><K>
基本メニュー (ZX) に含む	ZXS-主装置-「1」	ZXS-ME-<1>
	ZXM-主装置-「1」	ZXM-ME-<1>
	ZXL-主装置-「1」	ZXL-ME-<1>
	ZXL-増設主装置-「1」	ZXL-EME-<1>
	ZXL-ダミー主装置-「1」	ZXL-DME-<1>
	ZXL-レガシーGW主装置-「1」	ZXL-LEGACYGWME-<1>
	ZXS-LT主装置-「1」	ZXS-LTME-<1>
	ZXM-LT主装置-「1」	ZXM-LTME-<1>
	ZXSM-IP内線ボード-「1」	ZXSM-IPEB-<1>
	ZXSM-電池劣化判定ユニット-「1」	ZXSM-BCU-<1>
	ZXSM-2アナログ外線ユニット-「1」	ZXSM-2ACOU-<1>
	ZXSM-4アナログ外線ユニット-「1」	ZXSM-4ACOU-<1>
	ZXSM-1ISDN外線ユニット-「1」	ZXSM-1IDSICOU-<1>
	ZXSM-2ISDN外線ユニット-「1」	ZXSM-2IDSICOU-<1>
	ZXSM-4CHブロードバンドルータユニット-「1」	ZXSM-4BRU-<1>
	ZXSM-4CHブロードバンドルータサブユニット-「1」	ZXSM-4BRUSU-<1>
	ZXSM-スターユニット-「1」	ZXSM-SU-<1>
	ZXSM-単体電話機ユニット-「1」	ZXSM-SLU-<1>
	ZXSM-外部放送ドアホン接続ユニット-「1」	ZXSM-PSDU-<1>
	ZXSM-音声メール拡張カード-「1」	ZXSM-VMC-<1>
	NXSM-外線間転送ユニット-「1」	NXSM-COTRU-<1>
	ZXSM-主装置メモリカード-「1」	ZXSM-MEメモリカード-<1>
	3分間バックアップバッテリー	12V0.7AH-LHM デンチ
	ZXL-8アナログ外線ユニット-「1」	ZXL-8ACOU-<1>
	ZXL-8アナログ外線サブユニット-「1」	ZXL-8ACOSU-<1>
	ZXL-2DSU内蔵ISDN基本外/内線ユニット-「1」	ZXL-2IDSICOB/EU-<1>
	ZXL-2DSU内蔵ISDN基本外線サブユニット-「1」	ZXL-2IDSICOBUSU-<1>

	ZXL-I SDN一次群外線ユニット「1」	ZXL-ICOPU-<1>
	ZXL-100CHブロードバンドルータユニット「1」	ZXL-100BRU-<1>
	NXL-4CHブロードバンドルータユニット「1」	NXL-4BRU-<1>
	NXL-4CHブロードバンドルータサブユニット「1」	NXL-4BRSU-<1>
	ZXL-4LD専用線ユニット「1」	ZXL-4LDU-<1>
	ZXL-4SRD専用線ユニット「1」	ZXL-4SRDU-<1>
	ZXL-4専用線PBレシーバサブユニット「1」	ZXL-4PLPBRU-<1>
	ZXL-10スターユニット「1」	ZXL-10SU-<1>
	ZXL-20スターユニット「1」	ZXL-20SU-<1>
	ZXL-8単体電話機ユニット「1」	ZXL-8SLU-<1>
	ZXL-8長距離単体電話機ユニット「1」	ZXL-8LLU-<1>
	ZXL-8停電切替ユニット「1」	ZXL-8PFU-<1>
	ZXL-音声メールセット「1」	ZXL-VMSET-<1>
	ZXL-8音声メールユニット「1」	ZXL-8VMU-<1>
	ZXL-音声メールメモリサブユニット「1」	ZXL-200HSDMSU-<1>
	ZXL-双方向アンプユニット「1」	ZXL-BAU-<1>
	ZXL-ドアホン・テレコンユニット「1」	ZXL-DTU-<1>
	ZXL-サービストラックユニット「1」	ZXL-STU-<1>
	ZXL-主装置電源ユニット「1」	ZXL-MEPOWU-<1>
	ZXL-増設主装置電源ユニット「1」	ZXL-EMEPOWU-<1>
	ZXL-中央CPUユニット「1」	ZXL-CCU-<1>
	ZXL-TDM中央制御ユニット「1」	ZXL-TCCU-<1>
	ZXL-増設架拡張ユニット「1」	ZXL-TCCEU-<1>
	ZXL-メディア変換ユニット「1」	ZXL-VCU-<1>
	ZXL-VCU追装用DSPユニット「1」	ZXL-24VCSU-<1>
	ZXL-TDM音声変換ユニット「1」	ZXL-VOIPU-<1>
	ZXL-VOIPU追装DSPユニット「1」	ZXL-24VOIPSU-<1>
	ZXL-シリアルI/Fユニット「1」	ZXL-RSU-<1>
基本メニュー (ZXII) に含む	ZX2S-主装置「1」	ZX2S-ME-<1>
	ZX2M-主装置「1」	ZX2M-ME-<1>
	ZXSM-HUBユニット「1」	ZXSM-HUBU-<1>
	ZXSM-APPユニット「1」	ZXSM-APPU-<1>
	ZXSM-2アナログ外線ユニット「1」	ZXSM-2ACOU-<1>
	ZXSM-4アナログ外線ユニット「1」	ZXSM-4ACOU-<1>
	ZXSM-1ISDN外線ユニット「1」	ZXSM-1IDSICOU-<1>
	ZXSM-2ISDN外線ユニット「1」	ZXSM-2IDSICOU-<1>
	ZXSM-4CHブロードバンドルータユニット「2」	ZXSM-4BRU-<2>
	ZXSM-4CHブロードバンドルータサブユニット「2」	ZXSM-4BRSU-<2>
	ZXSM-スターユニット「2」	ZXSM-SU-<2>
	ZXSM-単体電話機ユニット「1」	ZXSM-SLU-<1>
	ZXSM-音声メール拡張カード「1」	ZXSM-VMC-<1>
	NXSM-外線間転送ユニット「1」	NXSM-COTRU-<1>
	ZXSM-主装置メモリカード「1」	ZXSM-MEメモリカード-<1>
	ZXSM-SBCユニット「1」	ZXSM-SBCU-<1>

基本メニュー (ZXII) に含む	ZX2L-主装置-「1」	ZX2L-MESET-<1>
	ZXL-増設主装置-「1」	ZXL-EME-<1>
	ZXL-ダミー主装置-「1」	ZXL-DME-<1>
	ZXL-レガシーGW主装置-「1」	ZXL-LEGACYGWME-<1>
	ZX2L-中央CPUユニット-「1」	ZXL-MELC-<1>
	ZXL-TDM中央制御ユニット-「2」	ZXL-MEPOWU-<1>
	ZXL-増設架拡張ユニット-「1」	ZXL-EMEPOWU-<1>
	ZXL-メディア変換ユニット-「1」	ZXL-VCU-<1>
	ZXL-24VCU追装DSPユニット-「1」	ZXL-24VCSU-<1>
	ZXL-TDM音声変換ユニット-「1」	ZXL-VOIPU-<1>
	ZXL-24TDM音声変換サブユニット-「1」	ZXL-24VOIPSU-<1>
	ZXL-8アナログ外線ユニット-「1」	ZXL-8ACOU-<1>
	ZXL-8アナログ外線サブユニット-「1」	ZXL-8ACOSU-<1>
	ZXL-2DSU内蔵ISDN基本外/内線ユニット-「1」	ZXL-2IDSICOB/EU-<1>
	ZXL-2DSU内蔵ISDN基本外線サブユニット-「1」	ZXL-2IDSICOBUSU-<1>
	ZXL-ISDN一次群外線ユニット-「1」	ZXL-ICOPU-<1>
	ZXL-100CHブロードバンドルータユニット-「1」	ZXL-100BRU-<1>
	ZXL-4LD専用線ユニット-「1」	ZXL-4LDU-<1>
	ZXL-4SRD専用線ユニット-「1」	ZXL-4SRDU-<1>
	ZXL-4専用線PBレシーバサブユニット-「1」	ZXL-4PLPBRU-<1>
	ZXL-10スターユニット-「1」	ZXL-10SU-<1>
	ZXL-20スターユニット-「1」	ZXL-20SU-<1>
	ZXL-8単体電話機ユニット-「1」	ZXL-8SLU-<1>
	ZXL-8長距離単体電話機ユニット-「1」	ZXL-8LLU-<1>
	ZXL-8停電切替ユニット-「1」	ZXL-8PFU-<1>
	ZXL-IP音声メールユニット-「1」	ZXL-IPVMU-<1>
	ZXL-シリアルI/Fユニット-「1」	ZXL-RSU-<1>
	ZXL-双方向アンプユニット-「1」	ZXL-BAU-<1>
	ZXL-ドアホン・テレコンユニット-「2」	ZXL-DTU-<2>
	ZXL-サービストラックユニット-「1」	ZXL-STU-<1>
	ZXL-APPユニット-「1」	ZXL-APPU-<1>
	ZXL-SBCユニット-「1」	ZXL-SBCU-<1>
基本メニュー (おまかせオフィステレフォン) に含む	ZX2-SL主装置	ZX2-SLME
オプション メニュー 電話機 (A)	NX-DCL-コードレス電話機セット-「1」「K」	NX-DCL-PSSET-<1><K>
	NX-DCL-KT形コードレス電話機セット-「1」「W」	NX-DCL-PSKTSET-<1><W>
	NX-DCL-バス「1」スロットCS-「1」「M」	NX-DCL-B<1>CS-<1><M>
	NX-DCL-バス「1」スロットCS-「1」「S」	NX-DCL-B<1>CS-<1><S>
	NX-DCL-バス「3」スロットCS-「1」「M」	NX-DCL-B<3>CS-<1><M>
	NX-DCL-バス「3」スロットCS-「1」「S」	NX-DCL-B<3>CS-<1><S>
	NX-DCL-スター「1」スロットCS-「1」「M」	NX-DCL-S<1>CS-<1><M>
	NX-DCL-スター「1」スロットCS-「1」「S」	NX-DCL-S<1>CS-<1><S>
	NX-DCL-スター「3」スロットCS-「1」「M」	NX-DCL-S<3>CS-<1><M>

オプション
メニュー
電話機 (A)

NX-DCL-スター「3」スロットCS-「1」「S」	NX-DCL-S<3>CS-<1><S>
NX-シングルラインコードレス電話機セット-「1」「S」	NX-PSSLSET-<1><S>
EPNIP形デジタルコードレス電話機セット「」	EPNIP-PS-SET<>
EPNIP2形デジタルコードレス電話機セット「」	EPNIP2-PS-SET<>
EPH01形D8PS電話機セット「」	EPH01-D8PSS<>
EPH01形D8PS電話機防水セット「」	EPH01-D8PSWS<>
NX-ACL-コードレス電話機セット-「1」「W」	NX-ACL-SET-<1><W>
NX-ACL-コードレス電話機セット-「1」「K」	NX-ACL-SET-<1><K>
NX-IPCL-コードレス電話機セット-「1」	NX-IPCL-PSSET-<1>
NX-無線アクセスポイント-「1」	NX-WL-AP-<1>
NX-「18」キー標準バス電話機-「1」「W」	NX-<18>BTCL-<1><W>
NX-「18」キー標準スター電話機-「1」「W」	NX-<18>STCL-<1><W>
NX-「18」キー標準スター電話機-「1」「K」	NX-<18>STCL-<1><K>
NX-「18」キーIP電話機-「1」「W」	NX-<18>IPTEL-<1><W>
NX-「18」キーIP電話機-「1」「K」	NX-<18>IPTEL-<1><K>
NX-「24」キー標準バス電話機-「1」「W」	NX-<24>BTCL-<1><W>
NX-「24」キー標準スター電話機-「1」「W」	NX-<24>STCL-<1><W>
NX-「24」キー標準スター電話機-「1」「K」	NX-<24>STCL-<1><K>
NX-「24」キーIP電話機-「1」「W」	NX-<24>IPTEL-<1><W>
NX-「24」キーIP電話機-「1」「K」	NX-<24>IPTEL-<1><K>
NX-「36」キー標準バス電話機-「1」「W」	NX-<36>BTCL-<1><W>
NX-「36」キー標準スター電話機-「1」「W」	NX-<36>STCL-<1><W>
NX-「36」キーIP電話機-「1」「W」	NX-<36>IPTEL-<1><W>
NX-「18」キーアナログ停電バス電話機-「1」「W」	NX-<18>APFBTEL-<1><W>
NX-「18」キーアナログ停電スター電話機-「1」「W」	NX-<18>APFSTCL-<1><W>
NX-「18」キーアナログ停電スター電話機-「1」「K」	NX-<18>APFSTCL-<1><K>
NX-「24」キーアナログ停電バス電話機-「1」「W」	NX-<24>APFBTEL-<1><W>
NX-「24」キーアナログ停電スター電話機-「1」「W」	NX-<24>APFSTCL-<1><W>
NX-「24」キーアナログ停電スター電話機-「1」「K」	NX-<24>APFSTCL-<1><K>
NX-「36」キーアナログ停電バス電話機-「1」「W」	NX-<36>APFBTEL-<1><W>
NX-「36」キーアナログ停電スター電話機-「1」「W」	NX-<36>APFSTCL-<1><W>
NX-「18」キーISDN停電バス電話機-「1」「W」	NX-<18>IPFBTEL-<1><W>
NX-「18」キーISDN停電スター電話機-「1」「W」	NX-<18>IPFSTCL-<1><W>
NX-「18」キーISDN停電スター電話機-「1」「K」	NX-<18>IPFSTCL-<1><K>
NX-「24」キーISDN停電バス電話機-「1」「W」	NX-<24>IPFBTEL-<1><W>
NX-「24」キーISDN停電スター電話機-「1」「W」	NX-<24>IPFSTCL-<1><W>
NX-「24」キーISDN停電スター電話機-「1」「K」	NX-<24>IPFSTCL-<1><K>
NX-「36」キーISDN停電バス電話機-「1」「W」	NX-<36>IPFBTEL-<1><W>
NX-「36」キーISDN停電スター電話機-「1」「W」	NX-<36>IPFSTCL-<1><W>
NX-「24」キーアナログ停電IP電話機-「1」「W」	NX-<24>APFIPTCL-<1><W>
NX-「24」キーアナログ停電IP電話機-「1」「K」	NX-<24>APFIPTCL-<1><K>
NX-「24」キーISDN停電IP電話機-「1」「W」	NX-<24>IPFIPTCL-<1><W>
NX-「24」キーISDN停電IP電話機-「1」「K」	NX-<24>IPFIPTCL-<1><K>
NX-「24」キー防水バス電話機-「1」「W」	NX-<24>WPBTCL-<1><W>
NX-「24」キー防水スター電話機-「1」「W」	NX-<24>WPSTCL-<1><W>
NX-「24」キー防水IP電話機-「1」「W」	NX-<24>WPIPTCL-<1><W>
NX-「24」キー録音バス電話機-「1」「W」	NX-<24>RECBTEL-<1><W>
NX-「24」キー録音スター電話機-「1」「W」	NX-<24>RECSTCL-<1><W>
NX-「24」キー録音IP電話機-「1」「W」	NX-<24>RECIPTCL-<1><W>
NX-バスコンソール-「1」「W」	NX-BCONS-<1><W>

オプション
メニュー
電話機 (A)

NX-スターコンソール-「1」「W」	NX-SCONS-<1><W>
NX-IPコンソール-「1」「W」	NX-IPCONS-<1><W>
NX-アドバンスドIP電話機ビデオアダプター-「1」	NX-ADVANCEDIPTEL ビデオアダプター-<1>
NX-バス単体電話機アダプター-「1」	NX-BSLAP<1>
NX-スター単体電話機アダプター-「1」	NX-SSLAP<1>
NX-IP単体電話機アダプター-「1」	NX-IPSLAP<1>
NX-バスレピーター-「1」	NX-BREP-<1>
NX-長分岐アダプター-「1」	NX-LBAP-<1>
NX-騒音防止ハンドセッター-「1」	NX-NHS-<1>
NX-録音ジャックユニット-「1」	NX-REJU-<1>
NX-外線表示盤-「1」	NX-CODSP-<1>
NX-状態表示盤-「1」	NX-STDSP-<1>
NX-フルバックアップキャビネット-「1」	NX-FBC-<1>
NX-専用線アダプター-「1」	NX-PLAP-<1>
NX-専用線アダプタ用LDユニット-「1」	NX-LDU-<1>
NX-専用線アダプタ用RDユニット-「1」	NX-RDU-<1>
NX-専用線アダプタ用SRDユニット-「1」	NX-SRDU-<1>
NX-専用線アダプター-「2」	NX-PLAP-<2>
NX-専用線アダプタ用LDユニット-「2」	NX-LDU-<2>
NX-専用線アダプタ用RDユニット-「2」	NX-RDU-<2>
NX-専用線アダプタ用SRDユニット-「2」	NX-SRDU-<2>
NX-ヘッドセッター-「1」	NX-HEADSET-<1>
NX-ハンズフリー装置セッター-「1」	NX-HFSSET-<1>
NX-IP内線延長装置-クライアント-「1」	NX-IPREP-CLI-<1>
NXL-ホテルコンソール-「1」	NXL-HDSS-<1>
NXL-客室電話機-「1」	NXL-HTEL-<1>
NXL-客室電話機-「2」	NXL-HTEL-<2>
NX2-「18」キー標準スター電話機-「1」「W」	NX2-<18>STEL-<1><W>
NX2-「18」キー標準スター電話機-「1」「K」	NX2-<18>STEL-<1><K>
NX2-「24」キー標準スター電話機-「1」「W」	NX2-<24>STEL-<1><W>
NX2-「24」キー標準スター電話機-「1」「K」	NX2-<24>STEL-<1><K>
NX2-「18」キーアナログ停電スター電話機-「1」「W」	NX2-<18>APFSTEL-<1><W>
NX2-「18」キーアナログ停電スター電話機-「1」「K」	NX2-<18>APFSTEL-<1><K>
NX2-「24」キーアナログ停電スター電話機-「1」「W」	NX2-<24>APFSTEL-<1><W>
NX2-「24」キーアナログ停電スター電話機-「1」「K」	NX2-<24>APFSTEL-<1><K>
NX2-「18」キーISDN停電スター電話機-「1」「W」	NX2-<18>IPFSTEL-<1><W>
NX2-「18」キーISDN停電スター電話機-「1」「K」	NX2-<18>IPFSTEL-<1><K>
NX2-「24」キーISDN停電スター電話機-「1」「W」	NX2-<24>IPFSTEL-<1><W>
NX2-「24」キーISDN停電スター電話機-「1」「K」	NX2-<24>IPFSTEL-<1><K>
NX2-「24」キー録音スター電話機-「1」「W」	NX2-<24>RECSTEL-<1><W>
NX2-「18」キー標準バス電話機-「1」「W」	NX2-<18>BTTEL-<1><W>
NX2-「24」キー標準バス電話機-「1」「W」	NX2-<24>BTTEL-<1><W>
NX2-「18」キーアナログ停電バス電話機-「1」「W」	NX2-<18>APFBTEL-<1><W>
NX2-「24」キーアナログ停電バス電話機-「1」「W」	NX2-<24>APFBTEL-<1><W>
NX2-「18」キーISDN停電バス電話機-「1」「W」	NX2-<18>IPFBTEL-<1><W>
NX2-「24」キーISDN停電バス電話機-「1」「W」	NX2-<24>IPFBTEL-<1><W>
NX2-「24」キー録音バス電話機-「1」「W」	NX2-<24>RECBTEL-<1><W>
NX2-「18」キーIP電話機-「1」「W」	NX2-<18>IPTEL-<1><W>
NX2-「18」キーIP電話機-「1」「K」	NX2-<18>IPTEL-<1><K>

オプション
メニュー
電話機 (A)

NX2-「24」キーIP電話機-「1」「W」	NX2-<24>IPTEL-<1><W>
NX2-「24」キーIP電話機-「1」「K」	NX2-<24>IPTEL-<1><K>
NX2-「24」キーアナログ停電IP電話機-「1」「W」	NX2-<24>APFIPTTEL-<1><W>
NX2-「24」キーアナログ停電IP電話機-「1」「K」	NX2-<24>APFIPTTEL-<1><K>
NX2-「24」キーISDN停電IP電話機-「1」「W」	NX2-<24>IPFIPTTEL-<1><W>
NX2-「24」キーISDN停電IP電話機-「1」「K」	NX2-<24>IPFIPTTEL-<1><K>
NX2-「24」キー録音IP電話機-「1」「W」	NX2-<24>RECIPTTEL-<1><W>
NX2-DCL-KT形コードレス電話機セッダー「1」「W」	NX2-DCL-PSKTSET-<1><W>
NX2-DCL-KT形コードレス電話機-「1」「W」	NX2-DCL-PSKT-<1><W>
A1-IP単体電話機アダプター「1」	A1-IPSLAP-<1>
A1-スター単体電話機アダプター「1」	A1-SSLAP-<1>
A1-「18」キー標準IP電話機-「1」「W」	A1-<18>IPTEL-<1><W>
A1-「18」キー標準IP電話機-「1」「K」	A1-<18>IPTEL-<1><K>
A1-「24」キー標準IP電話機-「1」「W」	A1-<24>IPTEL-<1><W>
A1-「24」キー標準IP電話機-「1」「K」	A1-<24>IPTEL-<1><K>
A1-「36」キー標準IP電話機-「1」「W」	A1-<36>IPTEL-<1><W>
A1-「36」キー標準IP電話機-「1」「K」	A1-<36>IPTEL-<1><K>
A1-「24」キー防水IP電話機-「1」「W」	A1-<24>WPIPTTEL-<1><W>
A1-「24」キーアナログ停電IP電話機-「1」「W」	A1-<24>APFIPTTEL-<1><W>
A1-「24」キーアナログ停電IP電話機-「1」「K」	A1-<24>APFIPTTEL-<1><K>
A1-「24」キーISDN停電IP電話機-「1」「W」	A1-<24>IPFIPTTEL-<1><W>
A1-「24」キーISDN停電IP電話機-「1」「K」	A1-<24>IPFIPTTEL-<1><K>
A1-メディアIP電話機-「1」「K」	A1-MEDIAIPTTEL-<1><K>
A1-IPコンソール「1」	A1-IPCONS-<1>
A1-「18」キー標準スター電話機-「1」「W」	A1-<18>STEL-<1><W>
A1-「18」キー標準スター電話機-「1」「K」	A1-<18>STEL-<1><K>
A1-「24」キー標準スター電話機-「1」「W」	A1-<24>STEL-<1><W>
A1-「24」キー標準スター電話機-「1」「K」	A1-<24>STEL-<1><K>
A1-「36」キー標準スター電話機-「1」「W」	A1-<36>STEL-<1><W>
A1-「36」キー標準スター電話機-「1」「K」	A1-<36>STEL-<1><K>
A1-「24」キーアナログ停電スター電話機-「1」「W」	A1-<24>APFSTEL-<1><W>
A1-「24」キーアナログ停電スター電話機-「1」「K」	A1-<24>APFSTEL-<1><K>
A1-「24」キーISDN停電スター電話機-「1」「W」	A1-<24>IPFSTEL-<1><W>
A1-「24」キーISDN停電スター電話機-「1」「K」	A1-<24>IPFSTEL-<1><K>
A1-「24」キー防水スター電話機-「1」「W」	A1-<24>WPSTEL-<1><W>
A1-録音ジャックユニット「1」	A1-REJU-<1>
A1-DECL-IPコードレス電話機セッダー「1」「W」	A1-DECL-IPPSSET-<1><W>
A1-DECL-スターコードレス電話機セッダー「1」「W」	A1-DECL-PSSET-<1><W>
A1-DCL-コードレス電話機セッダー「1」「K」	A1-DCL-PSSET-<1><K>
A1-DCL-コードレス電話機セッダー「1」「W」	A1-DCL-PSSET-<1><W>
A1-DCL-コードレス電話機-「1」「K」	A1-DCL-PS-<1><K>
A1-DCL-コードレス電話機-「1」「W」	A1-DCL-PS-<1><W>
A1-DECLDIV-IP「8」スロットCS-「1」「W」	A1-DECLDIV-IP8CS<1><W>
A1-DCL-スター「3」スロットCS-「1」「M」	A1-DCL-S<3>CS-<1><M>
A1-DCL-スター「3」スロットCS-「1」「S」	A1-DCL-S<3>CS-<1><S>
A1-DECLDIV-コードレス電話機-「1」「W」	A1-DECLDIV-PS<1><W>
A1-無線アクセスポイント「1」	A1-WL-AP-<1>
A1-「18」キー標準スター電話機-「2」「W」	A1-<18>STEL-<2><W>
A1-「18」キー標準スター電話機-「2」「K」	A1-<18>STEL-<2><K>
A1-「24」キー標準スター電話機-「2」「W」	A1-<24>STEL-<2><W>

オプション
メニュー
電話機 (A)

A1-「24」キー標準スター電話機-「2」「K」	A1-<24>STEL-<2><K>
A1-「36」キー標準スター電話機-「2」「W」	A1-<36>STEL-<2><W>
A1-「36」キー標準スター電話機-「2」「K」	A1-<36>STEL-<2><K>
A1-「24」キーアナログ停電スター電話機-「2」「W」	A1-<24>APFSTEL-<2><W>
A1-「24」キーアナログ停電スター電話機-「2」「K」	A1-<24>APFSTEL-<2><K>
A1-「24」キーISDN停電スター電話機-「2」「W」	A1-<24>IPFSTEL-<2><W>
A1-「24」キーISDN停電スター電話機-「2」「K」	A1-<24>IPFSTEL-<2><K>
NX2-DECLコードレス電話機セット-「1」「W」	NX2-DECL-PSSET-<1><W>
NX-フルバックアップキャビネット-「2」	NX-FBC-<2>
NX-FBE多段積み用品-「1」	NX-FBE タダ'ンツ'ミ-<1>
NX-FBC横置き用品-「1」	NX-FBC ヨコキ-<1>
NX-FBCオプションケーブル-「1」	NX-FBCOPC-<1>
A1-IPCL-コードレス電話機セット-「1」「W」	A1-IPCL-PSSET-<1><W>
A1-IPCL-コードレス電話機-「1」「W」	A1-IPCL-PS-<1><W>
ZX-「18」キー標準スター電話機-「1」「W」	ZX-<18>STEL-<1><W>
ZX-「18」キー標準スター電話機-「1」「K」	ZX-<18>STEL-<1><K>
ZX-「18」キー標準スター電話機-「H1」「W」	ZX-<18>STEL-<H1><W>
ZX-「18」キー標準スター電話機-「H1」「K」	ZX-<18>STEL-<H1><K>
ZX-「24」キー標準スター電話機-「1」「W」	ZX-<24>STEL-<1><W>
ZX-「24」キー標準スター電話機-「1」「K」	ZX-<24>STEL-<1><K>
ZX-「36」キー標準スター電話機-「1」「W」	ZX-<36>STEL-<1><W>
ZX-「36」キー標準スター電話機-「1」「K」	ZX-<36>STEL-<1><K>
ZX-「24」キーアナログ停電スター電話機-「1」「W」	ZX-<24>APFSTEL-<1><W>
ZX-「24」キーアナログ停電スター電話機-「1」「K」	ZX-<24>APFSTEL-<1><K>
ZX-「24」キーアナログ停電スター電話機-「H1」「W」	ZX-<24>APFSTEL-<H1><W>
ZX-「24」キーアナログ停電スター電話機-「H1」「K」	ZX-<24>APFSTEL-<H1><K>
ZX-「24」キーISDN停電スター電話機-「1」「W」	ZX-<24>IPFSTEL-<1><W>
ZX-「24」キーISDN停電スター電話機-「1」「K」	ZX-<24>IPFSTEL-<1><K>
ZX-「24」キーISDN停電スター電話機-「H1」「W」	ZX-<24>IPFSTEL-<H1><W>
ZX-「24」キーISDN停電スター電話機-「H1」「K」	ZX-<24>IPFSTEL-<H1><K>
ZX-「24」キー録音スター電話機-「1」「W」	ZX-<24>RECSTEL-<1><W>
ZX-「24」キー録音スター電話機-「1」「K」	ZX-<24>RECSTEL-<1><K>
ZX-「24」キー録音スター電話機-「H1」「W」	ZX-<24>RECSTEL-<H1><W>
ZX-「24」キー録音スター電話機-「H1」「K」	ZX-<24>RECSTEL-<H1><K>
ZX-「24」キー防水スター電話機-「1」「W」	ZX-<24>WPSTEL-<1><W>
ZX-スター単体電話機アダプター-「1」	ZX-SSLAP<1>
ZX-「18」キーIP電話機-「1」「W」	ZX-<18>IPTEL-<1><W>
ZX-「18」キーIP電話機-「1」「K」	ZX-<18>IPTEL-<1><K>
ZX-「24」キーIP電話機-「1」「W」	ZX-<24>IPTEL-<1><W>
ZX-「24」キーIP電話機-「1」「K」	ZX-<24>IPTEL-<1><K>
ZX-「36」キーIP電話機-「1」「W」	ZX-<36>IPTEL-<1><W>
ZX-「36」キーIP電話機-「1」「K」	ZX-<36>IPTEL-<1><K>
ZX-「24」キーアナログ停電IP電話機-「1」「W」	ZX-<24>APFIPTTEL-<1><W>
ZX-「24」キーアナログ停電IP電話機-「1」「K」	ZX-<24>APFIPTTEL-<1><K>
ZX-「24」キーISDN停電IP電話機-「1」「W」	ZX-<24>IPFIPTTEL-<1><W>
ZX-「24」キーISDN停電IP電話機-「1」「K」	ZX-<24>IPFIPTTEL-<1><K>
ZX-「24」キー防水IP電話機-「1」「W」	ZX-<24>WPIPTTEL-<1><W>
ZX-メディアIP電話機-「1」「K」	ZX-MEDIAIPTTEL-<1><K>
ZX-IP単体電話機アダプター-「1」	ZX-IPSLAP<1>
ZX-DCL-スター「1」スロットCS-「1」「M」	ZX-DCL-S<1>CS-<1><M>

オプション メニュー 電話機 (A)	ZX-DCL-スター「1」スロットCS-「1」「S」	ZX-DCL-S<1>CS-<1><S>
	ZX-DCL-スター「3」スロットCS-「1」「M」	ZX-DCL-S<3>CS-<1><M>
	ZX-DCL-スター「3」スロットCS-「1」「S」	ZX-DCL-S<3>CS-<1><S>
	ZX-DCL-コードレス電話機セット-「1」「W」	ZX-DCL-PSSET-<1><W>
	ZX-DCL-コードレス電話機セット-「1」「K」	ZX-DCL-PSSET-<1><K>
	ZX-DCL-コードレス電話機-「1」「W」	ZX-DCL-PS-<1><W>
	ZX-DCL-コードレス電話機-「1」「K」	ZX-DCL-PS-<1><K>
	ZX-シングルラインコードレス電話機セット-「1」	ZX-PSSLSET-<1>
	ZX-DECL-スターコードレス電話機セット-「1」「W」	ZX-DECL-PSSET-<1><W>
	ZX-DECL-IPコードレス電話機セット-「1」「W」	ZX-DECL-IPPSSET-<1><W>
	ZX-DECLDIV-スター「3」スロットCS-「1」	ZX-DECLDIV-S<3>CS-<1>
	ZX-DECLDIV-コードレス電話機-「1」「W」	ZX-DECLDIV-PS-<1><W>
	ZX-無線アクセスポイント-「1」	ZX-WLAP-<1>
	ZX-シングルラインコードレス電話機-「1」	ZX-PSSL-<1>
	ZX-スタードアホン「1」「W」	ZX-SDH-<1><W>
	ZX-スタードアホン「1」「K」	ZX-SDH-<1><K>
	ZX-専用線アダプター「1」	ZX-PLAP-<1>
	ZX-専用線アダプタ用LDユニット-「1」	ZX-LDU-<1>
	ZX-専用線アダプタ用RDユニット-「1」	ZX-RDU-<1>
	ZX-専用線アダプタ用SRDユニット-「1」	ZX-SRDU-<1>
	ZX-スターコンソール-「1」「W」	ZX-SCONS-<1><W>
	ZX-IPコンソール-「1」「W」	ZX-IPCONS-<1><W>
	ZX-録音ジャックユニット-「1」	ZX-REJU-<1>
	ZXL-ホテル管理用品-「1」	ZXL-HMS-<1>
	ZXL-客室電話機-「1」「1」	ZXL-HTEL-<1><1>
	ZXL-客室電話機-「2」「1」	ZXL-HTEL-<2><1>
	ZX-給電アダプター「1」	ZX-キューティングアダプター<1>
オプション メニュー 電話機 (B)	NX-DCL-IP「3」スロットCS-「1」「M」	NX-DCL-IP<3>CS-<1><M>
	NX-DCL-IP「3」スロットCS-「1」「S」	NX-DCL-IP<3>CS-<1><S>
	NX-「24」キーカールコードレスバス電話機-「1」「W」	NX-<24>CCLBTTEL-<1><W>
	NX-「24」キーカールコードレススター電話機-「1」「W」	NX-<24>CCLSTTEL-<1><W>
	NX-「24」キーカールコードレスIP電話機-「1」「W」	NX-<24>CCLIPTEL-<1><W>
	NX-「36」キーカールコードレスバス電話機-「1」「W」	NX-<36>CCLBTTEL-<1><W>
	NX-「36」キーカールコードレススター電話機-「1」「W」	NX-<36>CCLSTTEL-<1><W>
	NX-「12」キーアドバンスドIP電話機-「1」「K」	NX-<12>ADVANCEDIPTEL-<1><K>
	NX-映像アダプター「1」	NX-VADP-<1>
	NX-フルバックアップ装置-「1」	NX-FBE-<1>
	NX-給電HUB-「1」	NX-POLHUB-<1>
	NX-IP内線延長装置-ホスト-「1」	NX-IPREP-HST-<1>
	NXL-料金管理用プリンター「1」	NXL-TMプリンター<1>
	NXLP-8音声メール収容ボックス-「1」	NXLP-8VMGWBBOX-<1>
	NX2-「24」キーカールコードレススター電話機-「1」「W」	NX2-<24>CCLSTTEL-<1><W>
	NX2-「24」キーカールコードレスバス電話機-「1」「W」	NX2-<24>CCLBTTEL-<1><W>
	NX2-「24」キーカールコードレスIP電話機-「1」「W」	NX2-<24>CCLIPTEL-<1><W>
	A1-「8」給電HUB-「1」	A1-<8>POLHUB-<1>
	A1-「16」給電HUB-「1」	A1-<16>POLHUB-<1>
	A1-「24」キーカールコードレスIP電話機-「1」「W」	A1-<24>CCLIPTEL-<1><W>
	A1-「24」キーカールコードレスIP電話機-「1」「K」	A1-<24>CCLIPTEL-<1><K>
	A1-「36」キーカールコードレスIP電話機-「1」「W」	A1-<36>CCLIPTEL-<1><W>
	A1-「36」キーカールコードレスIP電話機-「1」「K」	A1-<36>CCLIPTEL-<1><K>

オプション
メニュー
電話機 (B)

A1-「24」キーカルコードレススター電話機-「1」「W」	A1-<24>CCLSTEL-<1><W>
A1-「24」キーカルコードレススター電話機-「1」「K」	A1-<24>CCLSTEL-<1><K>
A1-「36」キーカルコードレススター電話機-「1」「W」	A1-<36>CCLSTEL-<1><W>
A1-「36」キーカルコードレススター電話機-「1」「K」	A1-<36>CCLSTEL-<1><K>
A1-DCL-IP「3」スロットCS-「1」「M」	A1-DCL-IP<3>CS-<1><M>
A1-DCL-IP「3」スロットCS-「1」「S」	A1-DCL-IP<3>CS-<1><S>
NXP-縦置き用品-「1」	NXP-タテヨキヨビン-<1>
NX2-メディアIP電話機-「1」「K」	NX2-MEDIAIPTEL-<1><K>
NX-フルバックアップ装置-「2」	NX-FBE-<2>
NX2-「36」キーカルコードレスバス電話機-「1」「W」	NX2-<36>CCLBTTEL-<1><W>
ZX-「24」キーカルコードレススター電話機-「1」「W」	ZX-<24>CCLSTEL-<1><W>
ZX-「24」キーカルコードレススター電話機-「1」「K」	ZX-<24>CCLSTEL-<1><K>
ZX-「36」キーカルコードレススター電話機-「1」「W」	ZX-<36>CCLSTEL-<1><W>
ZX-「36」キーカルコードレススター電話機-「1」「K」	ZX-<36>CCLSTEL-<1><K>
ZX-「24」キーカルコードレスIP電話機-「1」「W」	ZX-<24>CCLIPTEL-<1><W>
ZX-「24」キーカルコードレスIP電話機-「1」「K」	ZX-<24>CCLIPTEL-<1><K>
ZX-「36」キーカルコードレスIP電話機-「1」「W」	ZX-<36>CCLIPTEL-<1><W>
ZX-「36」キーカルコードレスIP電話機-「1」「K」	ZX-<36>CCLIPTEL-<1><K>
ZX-DECLDIV-IP「8」スロットCS-「1」	ZX-DECLDIV-IP<8>CS-<1>
ZX-DECLDIV-KT形コードレス電話機-「1」「W」	ZX-DECLDIV-PSKT-<1><W>
ZX-3G4Gアダプター「1」	ZX-3G4GAP-<1>
ZX-「8」給電HUB-「1」	ZX-<8>POLHUB-<1>
ZX-「16」給電HUB-「1」	ZX-<16>POLHUB-<1>
ZX-フルバックアップ装置-「1」	ZX-FBE-<1>
ZX-DCL-IP「3」スロットCS-「1」「S」	ZX-DCL-IP<3>CS-<1><S>
ZX-DCL-IP「3」スロットCS-「1」「S」	ZX-DCL-IP<3>CS-<1><S>
ZXL-100CHブロードバンドルータBOX-「1」	ZXL-100BRBOX-<1>
モバイル内線アダプターMB510「4」-「1」	MB510<4>-<1>
モバイル内線アダプターMB510「8」-「1」	MB510<8>-<1>
モバイル内線アダプターMB510「16」-「1」	MB510<16>-<1>
ZX2-「18」キー標準スター電話機-「1」「W」	ZX2-<18>STEL-<1><W>
ZX2-「18」キー標準スター電話機-「1」「K」	ZX2-<18>STEL-<1><K>
ZX2-「24」キー標準スター電話機-「1」「W」	ZX2-<24>STEL-<1><W>
ZX2-「24」キー標準スター電話機-「1」「K」	ZX2-<24>STEL-<1><K>
ZX2-「36」キー標準スター電話機-「1」「W」	ZX2-<36>STEL-<1><W>
ZX2-「36」キー標準スター電話機-「1」「K」	ZX2-<36>STEL-<1><K>
ZX2-「24」キーアナログ停電スター電話機-「1」「W」	ZX2-<24>APFSTEL-<1><W>
ZX2-「24」キーアナログ停電スター電話機-「1」「K」	ZX2-<24>APFSTEL-<1><K>
ZX2-「24」キーISDN停電スター電話機-「1」「W」	ZX2-<24>IPFSTEL-<1><W>
ZX2-「24」キーISDN停電スター電話機-「1」「K」	ZX2-<24>IPFSTEL-<1><K>
ZX2-「24」キーアナログ停電IP電話機-「1」「W」	ZX2-<24>APFIPTTEL-<1><W>
ZX2-「24」キーアナログ停電IP電話機-「1」「K」	ZX2-<24>APFIPTTEL-<1><K>
ZX2-「24」キーISDN停電IP電話機-「1」「W」	ZX2-<24>IPFIPTTEL-<1><W>
ZX2-「24」キーISDN停電IP電話機-「1」「K」	ZX2-<24>IPFIPTTEL-<1><K>
ZX2-「18」キーカルコードレススター電話機-「1」「W」	ZX2-<18>CCLSTEL-<1><W>
ZX2-「18」キーカルコードレススター電話機-「1」「K」	ZX2-<18>CCLSTEL-<1><K>
ZX2-「24」キーカルコードレススター電話機-「1」「W」	ZX2-<24>CCLSTEL-<1><W>
ZX2-「24」キーカルコードレススター電話機-「1」「K」	ZX2-<24>CCLSTEL-<1><K>
ZX2-「36」キーカルコードレススター電話機-「1」「W」	ZX2-<36>CCLSTEL-<1><W>
ZX2-「36」キーカルコードレススター電話機-「1」「K」	ZX2-<36>CCLSTEL-<1><K>

オプション
メニュー
電話機 (B)

Z X 2 - 「 2 4 」 キーカールコードレス I P 電話機 - 「 1 」 「 W 」	ZX2-<24>CCLIPTEL-<1><W>
Z X 2 - 「 2 4 」 キーカールコードレス I P 電話機 - 「 1 」 「 K 」	ZX2-<24>CCLIPTEL-<1><K>
Z X 2 - 「 3 6 」 キーカールコードレス I P 電話機 - 「 1 」 「 W 」	ZX2-<36>CCLIPTEL-<1><W>
Z X 2 - 「 3 6 」 キーカールコードレス I P 電話機 - 「 1 」 「 K 」	ZX2-<36>CCLIPTEL-<1><K>
Z X 2 - 「 1 8 」 キー I P 電話機 - 「 1 」 「 W 」	ZX2-<18>IPTEL-<1><W>
Z X 2 - 「 1 8 」 キー I P 電話機 - 「 1 」 「 K 」	ZX2-<18>IPTEL-<1><K>
Z X 2 - 「 2 4 」 キー I P 電話機 - 「 1 」 「 W 」	ZX2-<24>IPTEL-<1><W>
Z X 2 - 「 2 4 」 キー I P 電話機 - 「 1 」 「 K 」	ZX2-<24>IPTEL-<1><K>
Z X 2 - 「 3 6 」 キー I P 電話機 - 「 1 」 「 W 」	ZX2-<36>IPTEL-<1><W>
Z X 2 - 「 3 6 」 キー I P 電話機 - 「 1 」 「 K 」	ZX2-<36>IPTEL-<1><K>
Z X - 「 8 」 給電 HUB - 「 2 」	ZX-<8>POLHUB-<2>
Z X - 「 1 6 」 給電 HUB - 「 2 」	ZX-<16>POLHUB-<2>
Z X - D C L - スター 「 1 」 スロット C S - 「 2 」 「 M 」	ZX-DCL-S<1>CS-<2><M>
Z X - D C L - スター 「 1 」 スロット C S - 「 2 」 「 S 」	ZX-DCL-S<1>CS-<2><S>
Z X - D C L - スター 「 3 」 スロット C S - 「 2 」 「 M 」	ZX-DCL-S<3>CS-<2><M>
Z X - D C L - スター 「 3 」 スロット C S - 「 2 」 「 S 」	ZX-DCL-S<3>CS-<2><S>
Z X - D C L - I P 「 3 」 スロット C S - 「 2 」 「 M 」	ZX-DCL-IP<3>CS-<2><M>
Z X - D C L - I P 「 3 」 スロット C S - 「 2 」 「 S 」	ZX-DCL-IP<3>CS-<2><S>
Z X - D C L - コードレス電話機セッター 「 2 」 「 W 」	ZX-DCL-PSSET-<2><W>
Z X - D C L - コードレス電話機セッター 「 2 」 「 K 」	ZX-DCL-PSSET-<2><K>
Z X - D C L - コードレス電話機 - 「 2 」 「 W 」	ZX-DCL-PS-<2><W>
Z X - D C L - コードレス電話機 - 「 2 」 「 K 」	ZX-DCL-PS-<2><K>

附 則（平成 26 年 3 月 17 日）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 26 年 5 月 28 日）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 当社は、この改正規定実施前に提供していたビジネスホンサポートサービスの料金の支払いについても、改正後の規定を適用します。

附 則（平成 26 年 11 月 28 日）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 26 年 12 月 1 日から実施します。

附 則（平成 27 年 6 月 25 日）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務（延滞利息を除きます。）については、第 24 条（延滞利息）に係る改正規定を除きなお従前のとおりとし、この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの延滞利息については、なお従前のとおりとします。

附則（平成 26 年 11 月 27 日）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 27 年 12 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成 28 年 2 月 29 日）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 28 年 3 月 7 日から実施します。

附則（平成 29 年 6 月 30 日）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成 30 年 9 月 27 日）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 30 年 10 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（令和 1 年 9 月 13 日）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 1 年 10 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（令和 2 年 1 月 29 日）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（令和 2 年 12 月 3 日）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 2 年 12 月 15 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（令和 3 年 2 月 15 日）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 3 年 2 月 19 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（令和 3 年 6 月 18 日）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 3 年 7 月 9 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（令和 3 年 2 月 24 日）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 4 年 3 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（令和 4 年 6 月 9 日）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 4 年 7 月 1 日から実施します。

附則（令和 4 年 8 月 9 日）

1 この改正規定は、令和 4 年 8 月 10 日から実施します。

2 当社は、この改正規定実施前に提供していた本サービスの料金の支払いについても、改正後の規定を適用します。

附則（令和 5 年 3 月 8 日）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 5 年 3 月 13 日から実施します。

附則（令和 5 年 8 月 19 日）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 5 年 8 月 31 日から実施します。
- 2 当社は、この改正規定実施前に提供していた本サービスの料金の支払いについても、改正後の規定を適用します。

附則（令和 5 年 11 月 30 日）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 5 年 12 月 1 日から実施します。

附則（令和 6 年 11 月 7 日）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 6 年 12 月 2 日から実施します。

附則（令和 7 年 3 月 31 日）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施します。

附則（令和 7 年 4 月 30 日）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 7 年 5 月 1 日から実施します。

附則（令和 7 年 6 月 30 日）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。

附則（令和 8 年 6 月 30 日）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 8 年 7 月 1 日から実施します。

附 則（令和 8 年 7 月 29 日 東開マ事 000200000186-01）

（実施期日）

- 1 本規約は、令和 8 年 9 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 本規約実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 本規約実施前の本サービスの料金の請求額情報について発行する、消費税法第 57 条の 4 の規定に基づく適格請求書については、なお従前のとおりとします。
（本改定の失効等）
- 4 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本改定を実施しない又は内容を改めることがあります。その場合、当社はそのことをホームページ（<https://www.ntt-east.co.jp/info/>）への掲載によりお知らせします。